

令和 5（2023）年度

名寄市立大学自己点検評価報告書

名寄市立大学

令和 6（2024）年 10 月 2 日

目次

I 概要	1
II 理念、目的、教育の目標	5
III 法令適合性の保証に関する自己点検・評価	
1(イ) 教育研究上の基本となる組織に関する事	6
2(ロ) 教育研究実施組織に関する事	8
3(ハ) 教育課程に関する事	11
4(ニ) 施設および設備に関する事	25
5(ホ) 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関する事	27
6(ヘ) 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成および実施に関する 方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関する事	32
7(ト) 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	39
8(チ) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	41
9(リ) 財務に関する事	46
10(ヌ) 教育研究活動推進のための環境整備等に関する事	47
IV 教育研究水準の向上に関する自己点検・評価	
取組1 初年次教育としての「基礎演習」および「専門基礎演習」	52
取組2 地域と交流する研究課題の推進： コミュニティケア教育研究センター課題研究	54
V 特色ある教育研究の進展に関する点検・評価	
取組1 地域をフィールドとした地域型 IPE を通じた多職種連携教育	57
取組2 援農有償ボランティア事業を通じた食農教育と農村部生活環境 の理解	58

I 概要

1 大学名等

名寄市立大学 Nayoro City University

設置形態 : 公立大学

設置者 : 名寄市

2 所在地

住所 : 〒096-8641 北海道名寄市西4条北8丁目1番地

電話 : (01654)2-4194 (代表)

ファクシミリ : (01654)3-3354 (事務局)

電子メール : kanri@nayoro.ac.jp

3 学部等の構成 ※ 令和5(2023)年5月1日現在

- 1) 保健福祉学部 Faculty of Health and Welfare Science
 - 栄養学科 Department of Nutritional Sciences
 - 看護学科 Department of Nursing
 - 社会福祉学科 Department of Social Welfare
 - 社会保育学科 Department of Early Childhood Care and Education
 - 教養教育部 General Education Section
- 2) 名寄市立大学図書館
- 3) 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター

4 設置の趣旨と沿革

名寄市立大学の前身は「道北の地に大学教育を」という地域の願いにより昭和35(1960)年に名寄市が設置した名寄女子短期大学である。当時、女性の高等教育はほぼ道央圏に限られていたなかで、道北地域の女性が高等教育を受ける機会の確保、地域住民の衣食住の諸問題への対処、さらには学術的、文化的拠点としての期待が名寄女子短期大学にはこめられていた。開学以来、寒冷、過疎化や高齢化という道北地域の実情に沿うべく、職業や実生活に必要な能力を涵養する教育を实践、平成18(2006)年には四年制大学へ発展的改組を行い、現在はケア専門職を養成する1学部4学科を有する。卒業生は前身の名寄女子短期大学から数えて約9,600人にのぼる。

沿革

昭和 35(1960)年 4月	名寄女子短期大学開学 家政科設置
昭和 56(1981)年 4月	家政科に栄養・家政専攻課程設置
昭和 59(1984)年 4月	家政科に児童専攻課程設置
平成 2(1990)年 4月	市立名寄短期大学に名称変更 生活科学科に名称変更 男女共学化
平成 6(1994)年 4月	看護学科設置
平成 18(2006)年 4月	名寄市立大学開学 保健福祉学部 栄養学科、看護学科、社会福祉学科設置
平成 20(2008)年 4月	市立名寄短期大学を名寄市立大学短期大学部に名称変更
平成 28(2016)年 4月	名寄市立大学 保健福祉学部に社会保育学科を設置

5 学生数・教職員数

1) 学生数 780名 ※ 令和5(2023)年5月1日現在

区分		入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員に対する割合(%)
保健福祉学部	栄養学科	40	43	160	166	103.8
	看護学科	50	52	200	209	104.5
	社会福祉学科	50	53	200	208	104.0
	社会保育学科	50	46	200	197	98.5
	計	190	194	760	780	102.6

2) 専任教員数 81名 ※ 令和5(2023)年5月1日現在

区分		教授	准教授	講師	助教	助手	計
保健福祉学部	栄養学科	5	3	4	4	1	17
	看護学科	8	1	7	4	3	23
	社会福祉学科	7	5	4	2		18
	社会保育学科	3	6	6			15
	教養教育部	5	3				8
	計	28	18	21	10	4	81

3) 職員数 50名 (うち会計年度任用職員 27名) ※ 令和5(2023)年5月1日現在

部課名	課名	係名	職員数	(兼務)	会計年度任用職員	計
事務局長			1			1
総務課	課長		1			11(4)
	主幹		1	(1)		
		総務係	3	(1)	6	
		図書係		(2)		
教務課	課長		1			16(3)
	主幹	教務係	5		5	
		広報入試係	3	(1)	1	
		情報担当	1			
学生課	課長		1			11(2)
	主幹		1			
		学生係	3		4	
		就職係		(2)	2	
コミュニティ教育研究センター	参事		1			2
		事務局			1	
図書館	副館長		1			9(2)
		司書係		(2)	8	

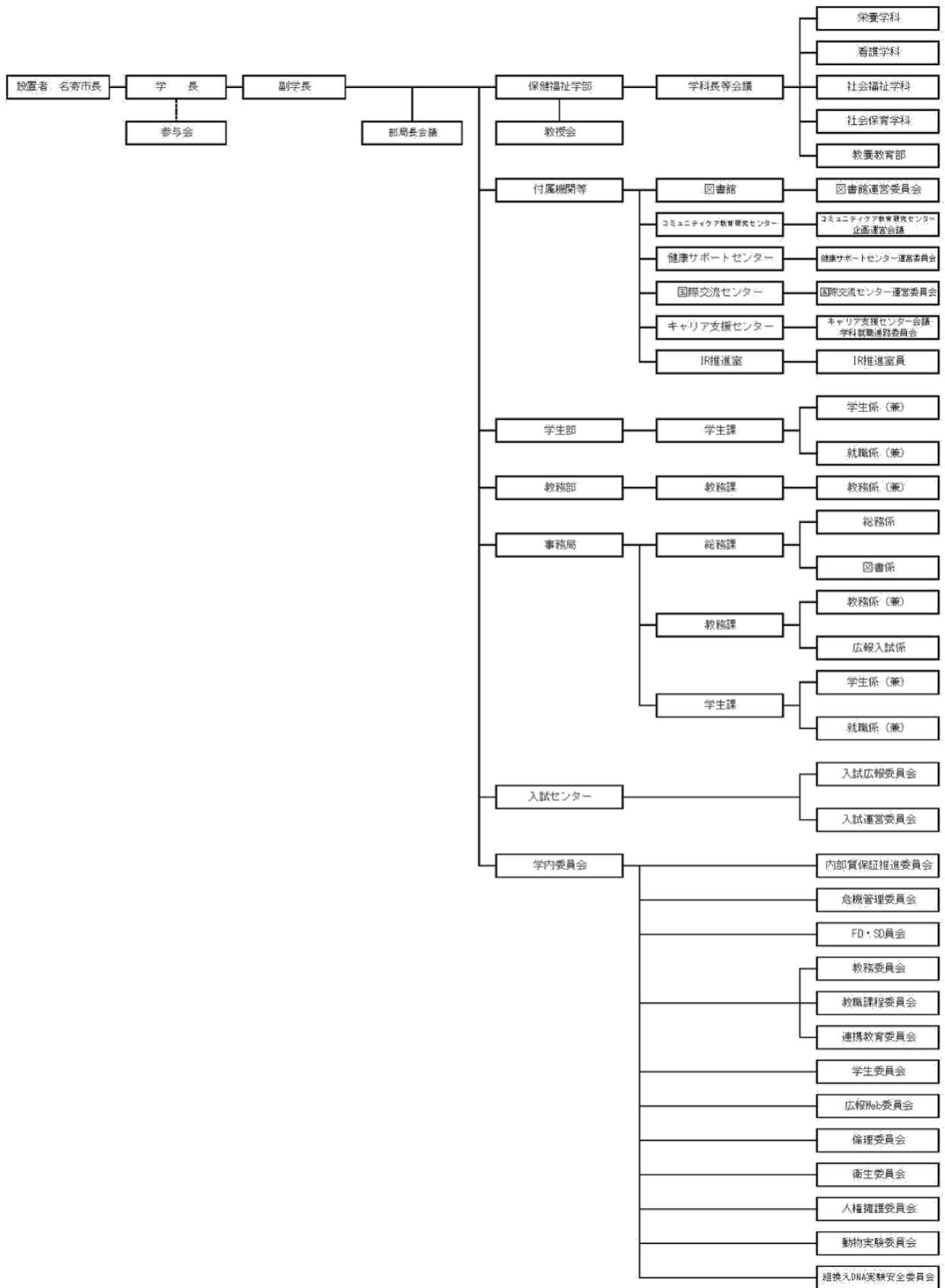
6 本学の特徴

本学は、前身である名寄女子短期大学開学以来、道北地域に高等教育を望む地域住民の強い思いに支えられ、高い実践能力を有する保健・医療・福祉および保育、教育の分野に従事するケア専門職を育成してきた。輩出した卒業生の多くは、道内においてケア専門職として活躍している。人口減少、人口構造の変化、地域経済の衰退が進むなかであっても、地域住民に支えられ、小規模ながらも地域に密着した教育研究活動を継続してきた「小さくてもきらりと光る大学」である。

保健福祉学部は、栄養学科、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科の4つの学位プログラムを有し、いずれも保健・医療・福祉および保育、教育分野のケア専門職を養成している。各学科1学年定員は50名（栄養学科は40名）とし、学修進度に応じたきめ細やかな少人数教育を実践している。各学科の専門性に共通して求められる、自ら考え、主体的に学ぶ汎用的技能の修得を目指して、教養教育部を置いている。さらに、専門性を超えた連携と協働のもと活動し得るケア専門職を育成するため、地域課題の認識と解決に取り組むなかで連携と協働のスキルを修得する連携教育を実践している。地域社会を教育的に活用し、地域をフィールドとした教育研究活動を実践しており、教育、研究、地域貢献・地域交流活動における地域と大学の橋渡し拠点としてコミュニティケア教育研究センターを設置している。

7 大学組織図

学校教育法（昭和22年法律第26号）第96条および学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に則し、「名寄市立大学条例」（平成18年名寄市条例第83号）第5条の規定に基づき、本学の組織について必要な事項を「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」に定めている。



名寄市立大学組織図

II 理念、目的、教育の目標

名寄市立大学は、理念、目的、教育の目標を以下のとおり定めている。これらは、大学案内、履修 GUIDE 等に記載し、本学学生、入学志願者および学費負担者等に周知しているとともに、公式ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

1 理念

名寄市立大学は、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す。

2 目的

本学は、「教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）および学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学および保育学に関する高度の知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする」と学則第 1 条に規定している。なお、公式ホームページ等での公表においては、よりわかりやすい表現となるよう努め、以下のように示している。

- 1) 名寄市立大学は、高度な知識と技術および高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支えうる専門職を育成する。
- 2) 名寄市立大学は、地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって地域の新しい未来をひらく。

3 教育の目標

- 1) 多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、自らの人間性と能力を高める力を育む。
- 2) 専門領域の知識や技術を高めるとともに、自らが課題を発見し、課題解決に主体的に取り組む力を育む。
- 3) 関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む。
- 4) 幅広い理解力・判断力を養う教養や社会問題への関心を持ち続ける心を育む。
- 5) 地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界の中で自己の存在を位置づけ行動する意欲を育む。

Ⅲ 法令適合性の保証に関する点検・評価

Ⅰ (イ) 教育研究上の基本となる組織に関すること

本学は、「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す」ことを理念とし、一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学および保育学に関する高度な知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の推進に寄与することを目的とし(学則第Ⅰ章総則(目的)第Ⅰ条)、Ⅰ学部4学科を置く。また、4学科に共通する教養教育を担う教養教育部を置いている。

本学において設置する学部、学科およびその入学定員は、栄養学科はⅠ学年40人(160人/4学年)、その他の学科はⅠ学年50人(200人/4学年)である。また、教員1人あたりの学生数(令和5(2023)年5月1日現在)は、栄養学科9.8、看護学科9.1、社会福祉学科11.6、社会保育学科13.1であり、本学の教育目標のひとつである「少人数教育」を実践しており適切な組織である。また、学部および学科の名称は、本学の理念・目的、教育の目標および各学位プログラムの教育課程を端的に表現しており適切である。

1) 栄養学科

高度化する医療分野において、患者に対する適切な栄養指導および食事療法の開発ができる管理栄養士に対するニーズが高まっている。また、傷病者に対する対応だけではなく、管理栄養士には地域の食文化に対する造詣が深く地域性を活かした食育活動ができる技能も求められており、これらの期待に応えるために管理栄養士養成施設には管理栄養士の質の向上を目指した教育が求められている。

栄養学科は、保健、医療、福祉、行政、教育、企業等多様な場面で活躍できる管理栄養士の輩出を通じて、地域住民の健康で豊かな暮らし実現に寄与できる管理栄養士を養成することを目的としている。また、さまざまな視点から「食」を通じた健康保持・増進を担う存在になれるよう、幅広い視野を持ち将来的に「食」を通じて健康増進に寄与できる知識と技能を持った管理栄養士を養成している。

2) 看護学科

看護職には、「人間」「社会」「健康」「看護」にかかわる概念や理論を総合的に捉える視点を前提条件とし、豊かな人間性を身につけること、人間を全人的存在として理解すること、人々の生活の質(QOL)の向上を探究すること等が求められる。

看護学科では、人々の看護に関わる多様化するニーズを主体的・自律的に把握し、科学的根拠に基づいた実践的判断に基づき、関係する職種と連携・協働し、保健・医療・福祉の包括的支援を含む質の高い看護を実践できる人材を養成している。地域住民のニーズや地域が抱える課題を整理するとともに、関係する職種・機関等と連携しつつ、住民とのパートナーシップに基づき、地域におけるケアシステムの構築に参画できる人材を養成している。また、北海道、特に道北地域における看護職の人材確保において貢献すべく、看護師養成課程の他、保健師課程(選択制15名)、助産師課程(選択制4名、令和5(2023)年度入学者から履修可)を置いている。

3) 社会福祉学科

今日の福祉問題の特徴は、急速な超高齢・少子社会の進行や生活環境の急激な変化を背景に、貧困の問題、高齢者・障害者・児童における虐待問題、社会的排除や孤立・孤独といった多様

な問題が複雑に重なり合っていることであり、複合化したニーズが存在している。そうした中で、日本の社会福祉は大きな転換期を迎えており、従来の行政等の公共機関からもたらされる「社会福祉」ではなく、個人、家族、住まい、組織・機関、地域、環境等を視野に、「一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」という視点に立った社会福祉観と、そのための総合的な地域包括的ケア福祉システムの構築・展開が求められている。そして、このような福祉問題に取り組む社会福祉の専門職者の育成が必要とされている。

こうした社会福祉の専門職者を育成する社会福祉学科では、次のような教育目標を設定している。

- (1) 人間の尊厳と権利を深く理解し、人間一人ひとりを大切にして実践的に対人援助ができる人材(ソーシャルワーカー)を育む。
- (2) 人間一人ひとりの生活や健康の問題について社会的視点を持って科学的に捉え具体的な支援をするために、保健、医療、教育等の関連分野と連携・協働できるパートナーシップの観点を兼ね備えた人材を育む。
- (3) 個々の地域を重視しつつ、人類がかかえる諸問題と異文化にも深い関心を持ち、その発展と問題解決に係わる生き方ができる人材を育む。
- (4) 優れた社会福祉の実践から学び、自治体や社会福祉団体と連携して福祉社会の形成に寄与するとともに、諸活動を通じて地域住民との交流を図り地域課題の解決や市民生活の形成に貢献できる人材を育む。

これらの目標を達成するために、学生の自主性・主体性を尊重し、少人数教育を基本方針として教員と共に実践的、行動的社会福祉援助活動、社会福祉実践の理論や実践的能力に富んだ専門性の高い社会福祉の専門家の育成を図る。具体的には、「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」が得られる教育課程を組み、ソーシャルワーク演習・ソーシャルワーク実習には福祉現場での実務経験のある教員を配置する等実践力の高い社会福祉士・精神保健福祉士の育成に向けた組織としている。また、高等学校教諭一種免許状(公民・福祉)、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)の取得のための科目も充実させ、社会福祉を基盤とした教員養成を行う組織として、必要な教員の配置も行っている。

4) 社会保育学科

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする」としている。保育には、今まで以上に子どもが豊かに育つ社会の実現を目指すことが求められている。「社会保育学科」という名称は、このような社会的要請と学科が目指す教育の特色を示している。

社会保育学科では、現代社会が抱える貧困、家族の孤立、養育環境の悪化等の社会的な課題および病児・障害児への対応等の要請に応えるため、「子どもをとりまく社会や環境を広く見据えた保育のあり方を探求し、課題解決に向けて積極的・自発的に学ぶ姿勢をもつ学生」を求める学生像とし、次のような教育目標を設定している。

- (1) 多様な子どもを理解し、さまざまな困難を抱えながら育つ子どもを支援する技能を身に

つけた人材を育む。

- (2) 社会的視野から子どもの育ちや権利に関する諸課題を発見し、その解決に向けてリーダーシップを発揮できる人材を育む。
- (3) 子どもに向き合い、子どもに寄り添うことのできる、たくましくしなやかな身体と感性、フレキシビリティを備えた人材を育む。
- (4) 子ども・家庭支援の基礎となるコミュニケーション力を身につけ、他者との関係性を構築できる人材を育む。
- (5) 地域において子どもに関わる他職種間の連携・協働におけるパートナーシップを実践できる人材を育む。

これらの教育目標を達成するために、高い専門性を有した教員らによる教育のもと、理論と実践を相互媒介的に配置した教育課程を構築し、地域の機関と連携しながら学びを深めるための少人数教育を実践している。また、子どもの発達を保証するための専門性とより広い社会的視点を身につけた保育者の養成を行うための教育課程を展開している。

5) 教養教育部

本学が目指す「教養」とは「他領域にも関心を持ち、幅広く学ぶ姿勢」であり、単に知識量を増やすことや専門教育の入門教育ではない。学科の専門性の枠を超えて、本学学生に共通して求められる自ら考え、主体的に学ぶための汎用的技能の修得が求められる。

本学では、教養教育部を置き、保健福祉学部を構成する各学科で学ぶための基礎的な知識や技術を修得するだけでなく、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基盤となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を持った人間を育成することをめざし、次のような教育目標を設定している。

- (1) 学業に、または職業人として必要とされる基本的なリテラシー(読み書き能力)を修得するとともに、情報化・国際化していく社会においても、異文化理解と他者とのコミュニケーションを円滑に図ることができる豊かな人間性を備えた自己の確立をめざす。
- (2) 現代の世界や社会の仕組みとそこにある諸問題を幅広く学ぶことによって、それらを多面的に理解し、複眼的な視点に立って思考することができる人間を育む。
- (3) 地域の自然や社会を教育の場として積極的に活用し、地域に対する関心や多面的理解を深め、地域から学ぶ姿勢を養う。
- (4) 幅広く学ぶことの重要性を認識し、その楽しさを知ることによって知的関心を広げ、自己学習をする素養を育む。

【自己点検・評価】

学部、学科および教養教育部の構成、収容定員、名称は、本学の設置趣旨および理念、目的等、教育研究上の目的に合致している。

2 (ロ) 教育研究実施組織に関すること

1) 教員配置および教員選考

① 教員配置

保健福祉学部は、栄養学科、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科の4学科により構成され、保健・医療・福祉および保育、教育の各専門分野における「ひと」への支援サービスであ

る「ケア」に優れた能力を備えた専門職の育成を使命としている。各学科の区分に従い学士の学位を授与しており、平成29(2017)年に「名寄市立大学教員編制方針」を定め、それぞれの教育課程に則した教員の配置を計画的に行っている。教員数は大学設置基準、各学科で養成する資格等に求められる教育内容および施設・設備、教員配置等を定めた指定規則を遵守している。4学科全てで臨地実習、現場実習を開講し、実習指導に必要な教員数は確保されている。教員の職階構成としては、准教授が81名中18名(22.2%)とやや少ない。また、年齢構成においても、各学科において定年退職予定が続いており、計画的な採用・昇任人事が必要である。

② 教員の選考（採用・昇任）および授業科目の担当

「名寄市立大学教員選考規程」に従い採用および昇任に係る教員選考を行っている。各学科等において教員の採用・昇任を必要と認めるときは、各学科会議で選考条件等を確認し、学科長より学長に教員選考の上申を行う。上申を受けた学長は、教授会において教員選考の開始について諮り、教授会構成員による選挙によって当該の教員選考に係る教員選考委員会を設置する。

選考基準については「名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程」に定めており、第2条において選考の基準を「本学教員の採用及び昇任の選考は、大学の基本理念と教育目標並びに大学運営に対する当該者の理解と尊重を確認し、学歴、職歴、研究活動、教育活動、大学運営活動、学会活動、社会における活動等を総合的に判定して行う」としている。教員選考は公募により行い、その過程は規程等を遵守して進めている。しかし、本学が求める教員像を改めて検討し、成文化、公表することは、教員編制方針の見直しとともに今後の課題である。

教員選考（採用）の手続きにおいて、担当する科目を明示して公募しており、採用においては書類審査および面接により、教育研究の業績と担当する科目の適合性を確認している。学科等においては、各資格にかかる指定規則に定められた教員配置を満たしている。「基礎演習」「専門基礎演習」等の初年次教育科目および「学部共通科目」「保健医療福祉連携教育科目」については、学科等の枠を超えて担当する科目もあるが、公募時の募集情報にはその旨を明示しており、また、担当時には十分なオリエンテーション、研修、ピアレビュー等を行っている。非常勤講師が担当する科目もあり、本学の立地条件から集中開講となることも多いが、開講時期・日程や1日の開講時間数等、学生の学修時間確保に配慮した調整を行い、単位制度の実質化に努めている。

2) 管理運営の体制

① 学長

学長は、市長の命を受け、校務をつかさどり、所属職員を統督する。学長は、「大学設置基準」第12条に則し、「学長選考規程」ならびにその細則に従い、選出される。人格が高潔で学識が優れ、かつ教育行政に関し識見を有する、本学内外の大学教授の経験のある者、あるいはそれと同等と認められる者について、教授会構成員の推薦により、推薦された学長候補者全員について、選考するための選挙を行う。

② 教授会

「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第93条第1項および学則（平成18年名寄市規則第100号）第18条の規定に基づき、教授会を置く。「教授会規程」第2条に基づき、教授会は学長、教授、准教授、専任講師、助教および助手をもって組織される。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則等学内規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 学科目及び学科、課程に関する事項
- (5) 試験及び単位の認定に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 学生の厚生補導に関する事項
- (8) 研究生及び科目等履修生に関する事項
- (9) その他本学の教育研究に関する重要な事項

③ 部局長会議

学長を補佐し、本学の管理運営を円滑に遂行するための組織として部局長会議を置く。会議は、学長、副学長、保健福祉学部長、学生部長、教務部長、図書館長、コミュニティケア教育研究センター長、および事務局長をもって構成する。

部局長会議は下記の事項を所管する。

- (1) 教授会の開催及び提出議題に関する事
- (2) 学則等規程類の制定及び改廃に関する事
- (3) 予算に関する事
- (4) 自己点検評価に関する事
- (5) FDの実施に関する事
- (6) 将来計画に関する事
- (7) 教育改革の推進に関する事
- (8) 産学連携の推進に関する事
- (9) 高大連携の推進に関する事
- (10) 地域連携・地域交流の推進に関する事
- (11) 国際交流の推進に関する事
- (12) 情報公開に関する事
- (13) 組織の改編に関する事
- (14) その他本学の管理運営に関する事

④ 学科長等会議

教育課程を円滑に遂行するため、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長及び保健福祉学部長による学科長等会議を置く。会議は保健福祉学部長が召集し、議長となる。

会議は次の事項を審議する。

- (1) 学部及び学科等の教育課程に関する事
- (2) 各学科等の連絡調整に関する事
- (3) 学長、部局長会議及び教授会から付託を受けた事

⑤ 学科会議・教養教育部会議

学科会議および教養教育部会議は、各学科および教養教育部における教育課程を円滑に遂行するため、学科においては学科長が、教養教育部においては教養教育部長が召集し、開催し

ている。各学科等の構成員全員により構成される。学科会議・教養教育部会議は、実質的には各学科等の重要事項を審議し、意思決定する会議となっているが、この会議を定める規程等がなく、位置づけの明文化が必要である。

⑥ 部局等の組織

本学は、部局等として、保健福祉学部、事務局、図書館、コミュニティケア教育研究センター、学生部および教務部を置いている。

⑦ 学内委員会等

本学の教育研究活動等において必要な学内委員会およびセンター等を置き、各学内委員会等については規程に名称の他、所管事項、組織、委員長等を定めている。学内委員会等を所管する部局長および事務部局を定め、協力して業務計画の立案、実施、評価、改善を行っている。現在、国際交流センターについては所管する事務部局が明確になっておらず、国際交流センターを含め学内委員会等の部局長および事務部局の所管について見直し、改善が必要である。

【自己点検・評価】

本学の教育研究上の目的に対して、教員は適切に配置されており、大学設置基準および各学科等において養成する資格の教育内容等を定める指定規則を遵守している。しかし、教育課程の追加・変更等により教員数全体の不足、専門分野・領域による教員の欠員がある。また、定年退職が予定されている専門分野・領域もあり、教員編制方針の見直しも含め、計画的な採用人事等を進めていく必要がある。

必要な管理運営体制を整備しているが、学科会議および教養教育部会議については規程等を検討する必要がある。また、学内委員会等の活動が教員の過重な負担となっている場合もあり、各学内委員会等の必要性を査定、見直しを図る必要がある。一部学内委員会等には、所管する事務組織がなく、学内委員会等を所管する部局等の見直し、改善が必要である。

3 (ハ) 教育課程に関すること

1) 入学者選抜

本学の理念、目的に則し、保健福祉学部および各学科の学生の受け入れ方針を定め、大学案内、学生募集要項の他、公式ホームページにより広く公表している。

保健福祉学部では、一般選抜（前期・後期日程）、学校推薦型選抜および社会人選抜、編入学試験を実施している。入学者の選抜は、学生の受け入れ方針に則し実施しており、各入試の選抜方法は学力の三要素との関連性を入試センター会議で確認している。入学者選抜の実施については、「名寄市立大学入試センター規則」「名寄市立大学入試運営委員会規程」に基づき、公平性、公正性を担保して実施している。また、障がい等のある入学志願者に対しては、事前相談を原則として募集要項等に明記し、合理的配慮を行っている。

2) 教育課程の編成

① 教育課程の編成・実施方針と教育課程

教育課程の編成・実施方針は、各学科および教養教育部において定めている。令和4(2022)年度の学位授与方針見直しに続き、令和5(2023)年度見直しを行い、新たな教育課程の編成・実施方針を定め、公表した。

教育課程は学則第 34 条・第 49 条に規定しており、保健福祉学部および各学科の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき体系的に編成している。また、学則第 50 条ならびに学位授与方針に基づき学士の学位を授与している。学則第 51 条に定める所定の単位を修得した者については、それに応じた資格等を取得することができる。取得可能な資格等については、各資格における教育の内容を定める指定規則等に則して、科目を配置している。

本学の教育課程は、「教養教育科目」と「専門教育科目」によって構成される。「教養教育科目」は、基礎的知識、論理的思考力や情報処理等の技能、地域活動を通じた社会性や課題解決力を修得し、国際化に対応するコミュニケーション力や広く豊かな世界観を育むことを目的としている。「専門教育科目」は、「教養教育科目」の学びを基礎として、さまざまな社会的要請に対応できる専門性の修得を目的としている。

さらに、保健・医療・福祉および保育、教育の各分野を幅広く理解し、「ケア」の実践における専門職の連携・協働に関する理解を深めるために、「専門教育科目」に「保健医療福祉連携教育科目」と「学部共通科目」を設定している。

栄養学科・看護学科・社会福祉学科・社会保育学科の 4 学科からなる学部構成、前身である短期大学での教育実績、本学が「地域に立脚する大学」であることをふまえ、次の 3 つを保健福祉学部の教育の基本方針としている。

(1) 連携教育の推進

今日、保健・医療・福祉および保育、教育の分野には包括的な支援サービスの提供が求められている。「包括的」とは、一つの分野だけの視点ではなく関連する複数分野の視点から対象者の様態を検討し、必要な支援サービスを総合化することである。これは、関連するいくつかの職種で編成されたチームによって行われるものであり、各職種者には自らの役割の認識とともに関連する他職種の役割への理解、その上での相互支援という「連携と協働の精神」＝「パートナーシップ」が求められる。パートナーシップなくして有機的・機能的に稼働する、真に有用なチームは成り立たない。各専門分野の教育に加えて、保健・医療・福祉および保育、教育の各分野を幅広く理解し、パートナーシップを発揮できる人材を育むために、「保健医療福祉連携教育科目」と「学部共通科目」を設定している。学科間で学修の場を共同することで相互理解を深め、保健・医療・福祉および保育、教育分野の「連携と協働」に対する意識と素養を早くに育むことが、これらの科目を設定したねらいである。

(2) 少人数教育の実践

前身である短期大学から本学が最も大切にしてきたのが「少人数教育」である。学生の個性を注視し、その関心と志向、学修プロセスと到達度によく配慮して能力を高めることが本学の考える「少人数教育」である。これを基礎に、優れた能力を備えて「ひと」への支援サービスの提供を実践できる人材を育む。

(3) 地域社会の教育的活用

保健・医療・福祉および保育、教育分野のケア専門職を志す学生は、地域社会と交流し体験的に学ぶことで、自らを成長させていく。一つの体験が、志す専門職への認識と自覚を深



め、学修への動機づけとなる。小都市・名寄には、地域社会ーコミュニティが存在している。学生が主体的に学び、自らを成長させていくよう、体験型学習やボランティア活動等、地域社会を積極的に活用した教育活動を展開する。

② 教養教育

教養教育部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、科目群を「言語・情報・スポーツ」「人と社会・自然の理解」「地域の理解」に区分している(学則第34条、第49条別表1)。このうち、「言語・情報・スポーツ」には、本学の特徴である少人数教育を实践する「基礎演習」を、「地域の理解」には、地域を体験的かつ多面的に理解し、地域への関心を喚起するため、北海道に関連した「北海道の地域資源」「北海道の野外レクリエーション」「北海道の農と食」等の科目を配置している。1年次では、健康意識を高めるスポーツ関連科目や幅広く学修できる「人と社会・自然の理解」の科目群を開講している。2年次では、体験的活動を通じて地域から学ぶ科目群の配置により、北海道という地域への関心を喚起し、多面的理解を深める。また、3年次以降に「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「コミュニケーション英語Ⅲ」を配置することで、学生が継続的に英語の学修に取り組む環境を整備している。

③ 栄養学科

栄養学科では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、「教養教育科目」を基礎に「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通科目」を含めた栄養学科の専門基礎分野と専門分野に係る科目を幅広く学ぶことにより、管理栄養士に求められる専門知識と技術を体系的・段階的に修得し、人への栄養と食を対象とする幅広い分野において他の職種と連携・協働して包括的な支援サービスに貢献し得る人材を育成している。

1年次は、人文・社会・自然および地域を理解し、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるため、「教養教育科目」を配置している。また、学修への動機づけを図ることを目的として、「専門基礎演習」において管理栄養士の職種への理解を深めている。専門基礎分野として「生化学」や「食品学」等の基礎的科目を配置して管理栄養士に必要な人体や食に関する基礎的知識を修得すると同時に、「調理学」や「基礎調理学実習」「応用調理学実習」を通じて調理技術の修得を図っている。また、専門科目として「応用栄養学Ⅰ」や「栄養教育総論」「給食経営管理論Ⅰ」等の実践的な学修内容によって、管理栄養士として必要な実践力を養う。

2年次は、1年次に引き続き基礎的科目の修得に加えて、基礎的内容を深く理解するために「解剖生理学実験」や「生化学実験Ⅰ」「食品学実験Ⅱ」を通じ、生体内や食品に対して実際に起こる現象を観察する。実践的内容では「給食経営管理論実習Ⅰ」において大量調理のプロセス等を学修する。また「応用栄養学Ⅱ」や「応用栄養学Ⅲ」「栄養教育各論Ⅱ」のように1年次の内容が発展的に展開される科目や、管理栄養士に必要な実践的内容として「臨床栄養学Ⅰ」「臨床栄養学Ⅱ」「公衆栄養学Ⅰ」を修得することによって高度な知識と技術を身につけ専門性を高める。

3年次は、基礎的内容は「生化学実験Ⅱ」や「食品衛生学実験」に限られ、より実践的な学修内容として「臨床栄養学臨地実習Ⅰ」「給食経営管理論実習Ⅱ」が学外実習として展開される。それらの経験によって管理栄養士として現場で活動するために必要な知識等に関する理解を深め、管理栄養士としての実践力を高める。

4年次は、地域住民の健康に関わる管理栄養士の重要性を理解するために「公衆栄養学臨地実習」を配置し、健康保持・増進に向けたプロモーション等について学修する。また、「卒業

研究」を配置し、課題発見と解決に主体的に取り組む力を身につけ、4年間の学修の集大成とする。

4年間の教育課程によって、管理栄養士としての責任や使命の理解に努め、専門的知識、技術およびコミュニケーション力を身につけた学生に学士(栄養学)を授与する。また、厚生労働省が指定する科目、単位を修得した学生は、「栄養士免許」「管理栄養士国家試験受験資格」を取得できる。

④ 看護学科

看護学科では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、「教養教育科目」を基礎に「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通科目」を含めた看護学科の専門基礎分野と専門分野に関わる科目を幅広く学ぶ。臨地実習を通して確実な実践力を身につけることにより、看護の専門職として対象となる人々の健康の回復、保持・増進、疾病の予防および生活支援を主体的に実践できる人材を育成できるよう教育課程を編成している。

1年次には、「教養教育科目」である「専門基礎演習」を配置し、6名程度の少人数グループを看護学科教員が担当し、「看護を学ぶということ」を学ぶ科目として初年次教育に位置づけている。「地域との協働Ⅰ」では本学の歴史、設置の趣旨、理念および目的、カンファレンスやグループワークの基本態度について学修し、連携・協働に必要な基礎的能力を学ぶ。「看護学概論」や看護実践に共通して必要な知識・技術、コミュニケーションを学ぶ「共通看護技術Ⅰ」「共通看護技術Ⅱ」、基本的な生活援助技術を学ぶ「基礎看護技術Ⅰ」「基礎看護技術Ⅱ」等の基礎看護学の科目および「地域看護学概論」「成人看護学概論」を配置し、看護の本質および看護実践の基本を学修する。1年次後期に開講する「基礎看護学実習Ⅰ」に先立ち、入学後早期に道北三次医療圏の中核病院である名寄市立総合病院の協力を得て「病院見学」を行い、治療・療養の場への理解と看護の学修への動機づけを図っている。また、人体の形態および機能に対する理解を深めるとともに、人の死後も生前と同じように尊厳のある人として慎み深い態度で接する等、人の基本的権利を尊重した態度を涵養することを目的とし、旭川医科大学医学部の協力を得て「解剖見学実習」を行っている。コロナ禍により4年間休止していたが、令和5(2023)年度に再開し、1年次52名とともに休止期間中出席できなかった2～4年次約100名が学んだ。令和6(2024)年度以降も1年次を対象として継続する予定である。

2年次には、「病理学」「感染微生物学」「薬理学」、成人期において高頻度にみられる疾患を学ぶ「臨床治療学Ⅰ」「臨床治療学Ⅱ」、妊娠・分娩・産褥および周産期の生理、病態およびハイリスク、周産期および小児期に高頻度にみられる疾患を学ぶ「臨床治療学Ⅲ」等の専門基礎分野の科目、検査・診療を受ける対象者への看護に必要な基本的知識や技術を学ぶ「基礎看護技術Ⅲ」「基礎看護技術Ⅳ」等の基礎看護学の科目、「老年看護学概論」「小児看護学概論」「母性看護学概論」「精神看護学概論」等、各看護学の専門分野の科目を配置している。2年次後期には、一人の対象者を受け持ち、看護過程を展開することを通して、看護実践の思考プロセスを学ぶ「基礎看護学実習Ⅱ」を開講する。保健師課程の選択科目は2年次から「公衆衛生看護学概論(選択)」を配置している。

3年次には、2年次までの学びを基盤とし、さまざまな健康障害、発達段階、療養の場等にある対象者への看護実践活動に必要な知識や技術を学ぶ専門分野の科目を配置している。これらの科目では、基礎・成人・老年看護実習室、小児・母性看護実習室、地域ケア実習室等の施設設備、シミュレーター機器、教材を活用した技術演習、ロールプレイやシミュレーション

演習を取り入れている。また、高齢者の模擬患者や地域をフィールドとした家庭訪問演習、町内会活動演習等、地域社会の教育的活用を積極的に図っている。3年次後期には、看護実践に必要な基本的知識・技術・態度を学び、看護実践能力を修得するため、周手術期にある成人期の患者とその家族を対象とする看護を学ぶ「成人看護学実習Ⅰ[急性期]」、健康障害の慢性期にある成人期の患者とその家族を対象とする看護を学ぶ「成人看護学実習Ⅱ[慢性期]」、老年期にある高齢者とその家族を対象とする看護を学ぶ「老年看護学実習」を配置し、医療機関の他、高齢者施設、デイサービス、グループホーム等、地域にある多様な施設をフィールドとしている。

4年次には、「統合科目」と「臨地実習」および「卒業研究」を配置している。臨地実習は「母性看護学実習」「小児看護学実習」「精神看護学実習」「在宅看護実習」「統合実習」を行う。「統合実習」は、保健医療チームの一員としての看護職の役割を学び、他職種、他機関との連携・協働を通して主体的に看護を展開する実践的能力を修得することを目的としている。複数の対象者の受け持ちや夜勤帯での実習等、より実践的な状況・場面における看護展開に取り組み、自己省察を通して継続して自己を研鑽する姿勢および態度を学ぶ。なお、「臨地実習」は、学生2～5名程度の少人数グループで各領域2～3か月をかけてローテーションを組んで行い、各領域の教員が分担し、実習施設の看護管理者、病棟責任者、臨地実習指導者と調整を行いつつ、実習指導を行う。教員は、実際の看護場面で対象者と学生との相互作用やそこで生じる事象を教材として教育を行うため、看護学科の実習指導では、「実習巡回」ではあり得ず、教員も常に看護場面において学生への指導を行う。

「看護統合演習」は、臨床に即した看護実践能力の向上、看護技術の向上、看護専門職としての心構えの涵養を目的とし、学内演習や臨地実習では体験できない診療補助技術について卒業生による指導を受けて演習する。また、「看護専門職として求められていること」「社会人としての心構え、新人としての臨地での体験」等について卒業生の講話や卒業生を交えたディスカッションを行う。本学科の特色ある取り組みの一つであり、キャリア教育の一環としての位置づけをも有し、その学修成果・教育成果は、関連学会等に発表している。選択科目であること、技術演習が4年次3月の集中開講となっていること等、課題の改善に取り組み、さらなる充実を図っていく。

本学科は、保健師課程（選択制15名、履修者選考3年次後期）、助産師課程（選択制4名、履修者選考2年次後期、令和5（2023）年度入学者から履修可）を設置している。いずれも本学設置の趣旨に則り、北海道、特に道北地域の保健・医療・福祉に貢献し得る人材の輩出を目指し、教育の目標および学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程としている。

⑤ 社会福祉学科

社会福祉学科では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、「教養教育科目」を基礎に「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通科目」を含めた社会福祉学科の専門基礎分野と専門分野に関わる科目を幅広く学ぶ。ソーシャルワーク実習等を通して、生活主体者としての人間の尊厳と社会を深く理解し、対象となる人々・集団・組織機関・地域社会に関する専門知識と技術を体系的・段階的に修得し、幅広い分野において多職種・多機関と連携・協働して地域の中で主体的に実践できる人材の育成を目指している。また、「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」の取得に向けた教育課程を設置している。

教育課程編成の基本的な考え方として、必要な知識の修得をスムーズに図るため、1年次・

2年次は基礎的科目を配置し、3年次・4年次には専門分野がより細分化された科目を配置し、以下の諸点を意識して編成している。

「教養教育科目」は、人文・社会・自然および地域を理解し、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるため、1年次・2年次に配置する。さらに、社会福祉学を基盤とする科目以外に、「心理学」「経済学概論」等、人間、健康、社会環境、地域社会について多面的に理解できる科目を配置する。

1年次から大学における社会福祉についての学修への動機付けと福祉的課題の発見・対応力の基礎力を身につけるために、専門基礎分野・専門分野の科目を並行して配置する。専門基礎分野の科目としては、「社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワーク論Ⅰ・Ⅱ」「社会学概論」「家族社会学」を必修科目とする。専門分野の科目としては、「障害者福祉論Ⅰ」「高齢者福祉論Ⅰ」「子ども家庭福祉論Ⅰ」を必修科目として設定している。

2年次では、専門基礎分野の科目としては、「社会保障論Ⅰ」「社会保障論Ⅱ」「臨床心理学」を必修科目とする。専門分野の科目としては、「地域福祉論Ⅰ」「地域福祉論Ⅱ」「権利擁護と成年後見」「公的扶助論」「社会福祉調査」を必修科目として設定する。また、2年次前期より「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ」、2年次後期より「ソーシャルワーク実習Ⅰ」といったソーシャルワークの実践過程を修得できる科目を設置する。さらに、精神保健福祉士受験資格取得希望者を対象に、2年次後期より「精神保健福祉士の原理Ⅰ」「精神保健福祉士の課題と支援Ⅰ」を配置し、3年次の「精神医学と精神医療」「精神保健福祉制度論」「ソーシャルワーク演習Ⅵ・Ⅶ」等の科目、4年次の「ソーシャルワーク演習Ⅷ」「ソーシャルワーク実習Ⅲ」へとつなげていく。

3年次には、専門基礎分野科目では「社会福祉経営論」を必修科目とし、専門分野では「高齢者福祉論Ⅱ」「子ども家庭福祉論Ⅱ」「ソーシャルインクルージョン論」「ソーシャルワーク演習Ⅳ・Ⅴ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」等、より専門性の高い知識・技術の学修を目的としている。また、社会福祉研究に関心を持ち、調査研究活動に取り組み、論理的思考を備え、継続的に研鑽する専門分野の科目として、3年次に「総合演習」、4年次に「卒業研究」を必修科目として配置している。

さらに、将来、社会福祉士・精神保健福祉士として多職種・多機関と連携・協働していくことを見据え、栄養学科・看護学科・社会保育学科と連携した科目である「地域との協働Ⅰ」（1年次）、「地域との協働Ⅱ」（2年次）、「保健医療福祉連携論」（3年次）を必修科目として配置する。

以上のように、「教養教育科目」「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通科目」社会福祉の専門基礎分野と専門分野に関わる科目を通して、ソーシャルワークに必要とする多様な専門的知識と演習・実習を通じた実践力を修得し、幅広い分野において主体的に実践できる高度な人材の育成を目指した教育体制を整えている。

⑥ 社会保育学科

社会保育学科では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、「教養教育科目」を基礎に「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通科目」を含めた社会保育学科の専門基礎分野と専門分野に関わる科目を幅広く学ぶ。保育士および幼稚園教諭の養成教育課程を基盤とし、保育を社会的視点からとらえるための科目、多様な子どもへの対応を学ぶ科目、自然環境を生かした科目、子どもの健康と他職種との連携に関する科目、地域をフィールドとした実践

的演習等、特色ある科目を配置している。また、平和教育・人権教育のためのプログラムとして、新入生宿泊オリエンテーション、2年次合宿において、平和・人権・異文化理解の学びを展開している。本学科では、このような科目群・学科行事等に通底する教育課程の根本に、社会と保育が密接不可分の関係にあるとする「社会保育」という考え方を位置づけ、以下のように教育課程を編成している。

1年次には、4年間の土台となる保育の基礎を学び、「社会保育」の理解を通して保育学の視野を広げることを目的に、「保育原理」「教育原理」「社会的養護Ⅰ」等により保育の理論的な基礎を学び、「保育内容」等の演習科目では、各領域の保育内容・方法に関する知識や技能の基礎を身につける科目を配置している。

2年次には、保育を取り巻く課題について学び、実際にフィールドに出て実践することを目的に、「子どもの保健」「子ども家庭支援論」「子ども理解と教育相談」等、保育のより具体的な課題に関する科目を展開し、フィールドでの学びを重視した「自然保育実践演習」や子育て支援センターで子どもや保護者と関わりながら学ぶ「家庭支援実践演習」等の科目を配置している。

3年次は、進路を視野に入れながら、個々の関心に沿って学びを深め、学外実習に向かう学年である。「社会保育論」「社会保育論演習」により社会保育とは何かについて学び、「教育実習」「保育実習Ⅰ」によって実践的な力を身につける。3年次から特別支援教育に関わる科目群を展開しており、特別支援に関する知識や技術を修得する科目を配置している。

4年次は、実習や「卒業研究」を通して保育者の専門的力量を高め、高度な知識と技術を身につけ、4年間の集大成とする。

4年間の教育課程を通じて、教養ある保育の専門家として、真理を探究し、子どもとその養育者を取りまく社会の動向を把握して子どもの理解を深め、他の諸機関と連携しながら必要な支援を構築する能力や支援方法の技術を身につけることができるよう、教育体制を整えている。なお、社会保育学科の教育課程の編成・実施方針において「平和教育・人権教育のためのプログラムを構築する」と謳っているが、令和6(2024)年度より2年次の専門演習科目を新たに導入するにとどまっている。4年次に関連科目を配置することより4年間を通して学ぶ教育課程が整う予定であり、検討を進めている。

⑦ 連携教育

本学の特徴として、4学科共通の「保健医療福祉連携教育科目」を必修の「専門教育科目」として配置していることがあげられる。これは本学の目的と密接に関連し、専門性を超えた連携（役割分担）と協働（目的・目標の共有と行動）のもとで活動を行うことのできる専門職を養成するためである。本科目では地域を教育のフィールドとして活用し、地域課題の理解と解決に取り組む中で連携と協働のスキルを身につけていく方法をとっている。これは、もう一つの目的である「地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらく」にも合致している。さらに、教育目標、特に「2 専門領域の知識や技術を高めるとともに、自らが課題を発見し、課題解決に主体的に取り組む力を育む」および「3 関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む」にも合致している。各学科の学位授与方針においても、多職種と連携・協働できる能力を持つ専門職であることが掲げられており、連携教育は本学学生が獲得すべき能力・人材像にとって欠かすことのできない教育課程となっている。

連携教育では、多職種（専門職）連携教育（IPE=Inter-professional Education）と呼ばれる、多様な専門職がケアを行う際に、多職種と連携・協働して活動するために必要なコンピテンシー（もって生まれた能力ではなく、学習により修得し、第三者が測定可能な能力）を身につけるための教育課程を設定している。これは、保健医療福祉の各専門職養成が、それぞれの専門性の確立に注力し、連携・協働に関する教育の内容や方法が軽視されてきたことへの対応である。大学においても専門性が異なる学生間における連携・協働の学修機会は十分に保証されており、保健医療福祉の現場においても職種間の権威勾配のため指示する・指示される関係となりやすく、構成員が連携・協働し、統合的に機能するような関係性が築けないことが課題とされてきた。

本学の連携教育においても、多職種連携を行うための能力、多職種連携コンピテンシーが獲得できるよう教育課程の設定を行っている。JAIPE（日本保健医療福祉連携教育学会）が設定した「医療保健福祉分野の多職種連携コンピテンシーモデル」に準拠した形で、目標を設定し、3年間の積み上げ型教育を行っている。同コンピテンシーモデルでは、多職種連携を行うためには「共通の能力（価値観・倫理観・コミュニケーション能力）」「個々の専門能力」「協働的能力」が必要とされている。IPEではそのうち専門職の教育課程では学びにくい「協働的能力」を中心的に学修する。また、「協働的能力」を修得するための具体的な指針（コア・ドメイン）は、「地域コミュニティや患者を中心として、共通の目標を設定し全員で協働できる能力」であり、これを達成するための小目標（サブ・ドメイン）として「関係性に働きかける」「他職種を理解する」「自職種を省みる」「職種役割を全うする」の4つがある。これらサブ・ドメインを繋げるものとして「円滑な職種間コミュニケーションがとれる能力」がある。

この指針に従い、本学連携教育ではこの4つのドメインに沿った能力（コンピテンシー）を1～3年次にかけて順次習得し、3年次後期に全ての能力を組み合わせ、「対象（者）を中心とした目標の設定と共有を協働して行える」能力の養成を行っている。本学の連携教育では、IPEのフィールドとして地域を活用していることが特徴である。一般的に、IPEは病棟や福祉施設といった保健医療福祉機関において短期集中的に行われることが多いが、本学では地域をフィールドとし、通年開講の形で実施している。このことにより、保健医療福祉分野に限定せず、広く専門職間で連携・協働を行うための能力獲得や実践例の確認を行うことができる。これを、「地域系 IPE（名寄モデル）」として教育研究を継続している。

1年次では、「地域との協働Ⅰ」として、連携・協働を行うための基礎的な能力の養成を行っている。具体的には、他者と円滑なコミュニケーションを取るための技術や先入観を排除し多様性を受け入れることのできる柔軟な考え方である。

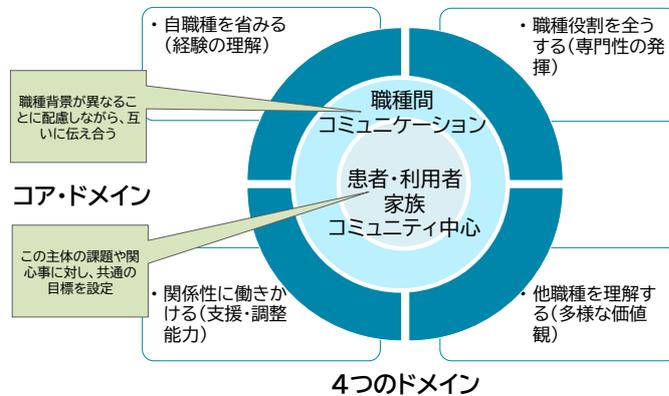
2年次では、「地域との協働Ⅱ」として、5～10名程度の小グループに分かれ、本学が立地する名寄市という地域全体をフィールドとして演習を行っている。グループごとにさまざまな地域課題や地域の活動に参加する中で、4つのサブ・ドメインの能力養成を行っている。

3年次では、選択科目の「地域との協働Ⅲ」と必修科目の「保健医療福祉連携論」を設定している。「地域との協働Ⅲ」では、「地域との協働Ⅱ」の学生と一緒に活動し、リーダーシップやマネジメント、積極性といった自身の役割をより深く理解し、サブ・ドメイン4つの能力の深化を目的として学修している。「保健医療福祉連携論」は、2年次までに獲得した能力を組み合わせ、「職種としての自覚を持ちながら互いのコミュニケーションが円滑に取れること」、また「職種の自覚を持って、地域住民を中心としたコミュニティ」に重要な関心事を持ち、そ

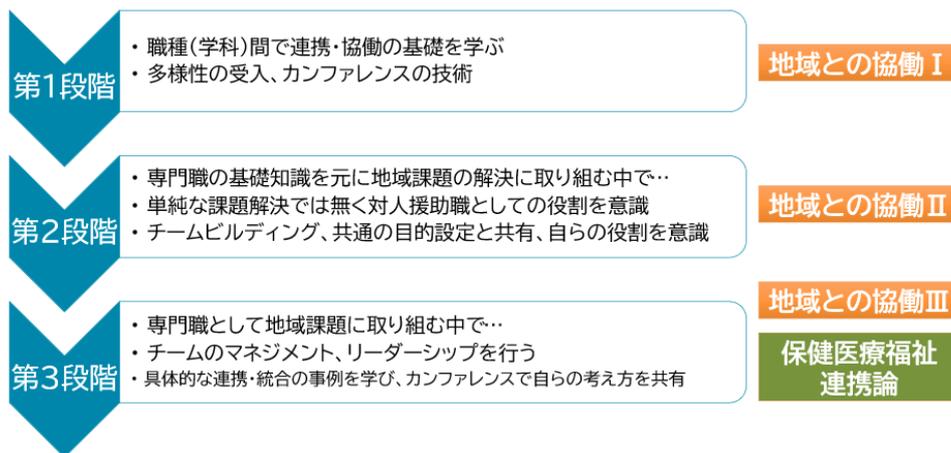
の課題に焦点を当て、共通の目標を設定し、その目標に向かって全員で活動することが出来る」よう、具体的な連携実践の事例検討や複数回のグループワークによって学修している。

■協働的能力を学ぶための多職種連携コンピテンシーモデル

(2016.JAIPE 整理)



■地域をフィールドとした積み上げ型PE(地域系PE・名寄モデル)



⑧ 教職課程

本学では、栄養学、社会福祉学および保育学を基盤として、それぞれの専門性を活かした教員を養成するために教職課程を置いている。教育職員免許法(昭24年法律第147号)に規定する所定の授業科目を履修し単位を取得した者は、下表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、同表右欄に掲げる免許状を取得することができる(学則第51条第2項)。また、看護学科では、保健師国家試験に合格し、教員免許状取得に必要な単位を履修した場合、申請により養護教諭二種免許状の取得が可能となっている。

学科	免許状
栄養学科	栄養教諭一種免許状
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(福祉) 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)
社会保育学科	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

教員免許取得に必要な科目のうち、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 で定める科目は「教養教育科目」として各課程に共通して開講している。「栄養教諭一種免許状」は管理栄養士免許を受けていること、もしくは管理栄養士施設の課程を修了して栄養士の免許を受けていることを基礎資格としており、栄養に係る教育に関する科目および教育の基礎的理解に関する科目等をいずれも卒業要件には算入されない科目として開講している。

社会福祉学科では、学科における教育の専門性が各免許に相当するものであることをふまえ、高等学校教諭一種免許状（公民）の「教科に関する専門的事項」3 分野のうち 2 分野（「法律学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）」「社会学、経済学（国際経済を含む）」）、また、高等学校教諭一種免許状（福祉）の「教科に関する専門的事項」の全ておよび特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の「特別支援教育に関する科目」の一部を社会福祉学科の「専門教育科目」として開講している。

社会保育学科では、幼稚園教諭一種免許状および特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）取得に必要な科目全てを卒業要件に係る科目として開講している。

令和 4（2022）年度、教職課程認定大学等実地視察を受審し、「教員養成に関する教育課程、教員組織等については、全般的に基準を満たしており、良好に実施されている」との評価を受けたが、主たる指摘事項が 3 点あった。「『ケアの視点を持った教員養成』の目標を明確化、具体化すること」については、令和 5（2023）年度において教職課程の自己点検・評価を実施した。「担当教員の継続的な業績の積み上げ」の確認については、令和 6（2024）年度より教職課程年報の発行を検討している。「ICT 機器類の不足」については、財政計画に即して順次整備を進めていく。

令和 4（2022）年 7 月「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」が策定され、遅くとも令和 6（2024）年 4 月には新たな教育課程を開始することが通知された（4 文科初第 969 号令和 4 年 7 月 28 日）。これを受けて、教職課程委員会および社会福祉学科ならびに社会保育学科の特別支援教育担当教員で対応を検討し、コアカリキュラムに対応したシラバスを作成した。社会福祉学科では、一部科目の科目名を変更し、併せて開講時期の見直しも行った（令和 6（2024）年 1 月末日文科省届出済）。

3) 教育方法

① 授業科目、単位制度、履修方法

授業科目、単位数および履修方法は、学則第 34 条およびその別表に定めている。また、単位の計算方法は、同第 35 条に定めている。これらについては、履修 GUIDE に記載するとともに、年度当初に開催する新入生ガイダンス（全体）および各学科、各年次のガイダンスにおいて、シラバス、履修 GUIDE 等を用いて説明を行っている。各学科等での説明において遺漏を生じないように、教務委員会において毎年度ガイダンス実施前に説明事項を確認し、見直しを行っている。シラバスについては、令和 5（2023）年度に記載事項を見直し、各科目と関連の深い学位授与方針、予習・復習の時間および内容を記載することとした。合わせて「シラバス作成ガイドライン」を定めてシラバスの記載内容および記入上の留意事項を周知し、シラバスの記載内容や活用の充実を図るため、シラバスに関するテーマでの FD・SD 研修を開催した。しかし、シラバスには未記載等不十分な点も散見され、「シラバス作成ガイドライン」の周知徹底と非常勤講師を含め教員のさらなる理解を図る必要がある。

② 単位制度の実質化の取り組み

学則第 20 条、第 21 条、第 22 条に基づき、学年暦を運用し、各科目の授業回数を確保している。各学期の時間割においては、曜日による 1 日の開講時間数や平日開講と集中講義のバランスに偏りが生じないように調整し、学生の学修時間の確保を図っている。

CAP 制を導入し、履修規程第 3 条において各年次の履修上限単位数を 50 単位と定めている。資格・免許取得に係る選択科目の履修により履修上限を超える場合においては、適正な学修時間を確保するため、必ず各学科教務委員および教務係職員による履修指導を行っている。単年度成績評価値（GPA）およびその変化や単位修得状況等により成績不振者を把握し、各学科教務委員や学年担当・ゼミ担当教員による個別面談を随時行う等、各学科における個別の対応も工夫している。さらに、学修時間の確保を支える授業料等の減免制度や給付型奨学金等の経済的支援、図書館の開館日・開館時間の延長、自習・グループ学習に使用可能なスペースの確保、学習支援システム（Moodle、Teams）の導入等、学修環境の整備も図っている。

本学では、学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）を定めておらず、学修成果・教育成果の組織的、計画的評価はできていない。また、学生生活実態調査・学生生活満足度調査、大学 IR コンソーシアム調査等により、学修時間の把握を行っているが、履修登録状況や単位修得状況、単年度成績評価値（単年度 GPA）や累積成績評価値（累積 GPA）との関連は分析しておらず、単位制度の実質化に関する評価や教育課程等の改善に活用できていない。

③ 授業設計、授業方法

学則第 35 条第 3 項に基づき、「授業の方法に関する規程」において各授業科目の授業の方法および時間数を定めている。

本学では、教育課程の実施方針に基づき、学生個々の学修意欲を涵養する少人数教育を行っている。「保健医療福祉連携教育科目」「学科共通科目」を除き、各学科の専門基礎分野および専門分野においては、ほとんどの授業を学則第 3 条に定める各学科の学年定員 50 名（栄養学科は 40 名）もしくはそれ以下の人数で実施している。

演習・実習・実験科目の多くは、複数教員で担当することにより少人数グループで実施している。講義科目においても、教員の実務経験を活用し、実際事例を用いたチュートリアル型の問題解決型学習、地域社会のニーズに対応した実践体験型の問題解決型学習を積極的に取り入れており、グループワークや反転授業を中心に展開されることも多い。コロナ禍以降は教育における ICT 活用も進み、動画のオンデマンド配信、ハイフレックス開講等の工夫により、学修時間の確保や授業および予習・復習における教育効果の向上が図られている。

臨地実習・現場実習は、高い実践能力を有するケア専門職を養成する本学において重要な位置づけにある科目である。実習時間、実習施設、実習指導教員および臨地等の実習指導者の確保は、各学科・課程の指定規則等に従って適正に行われている。

本学では、地域社会の教育的活用をケア専門職としての実践能力の涵養において重要な位置づけにおく。附置機関であるコミュニティケア教育研究センターは、教育・研究・地域貢献における本学と地域社会との橋渡し拠点として、地域社会の教育的活用の促進に寄与している。

各科目の学生による授業評価アンケートを実施しているが、実施要項を定めておらず、組織的、計画的な取り組みとなっていない。アンケートに学生の学修意欲や成長実感、満足度に関する質問項目がなく、回答率が低いことも課題である。

④ 成績評価およびその基準

成績評価の基準については、学則第 37 条に「成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする」と定め、履修規程第 9 条に各評語について総合評点の基準を定めている。履修 GUIDE に履修規程を掲載するとともに、成績評価について、その方法、基準、通知について明示している(p. 9)。成績評価値 (GPA) については、学則第 37 条第 2 項に基づき、「成績評価値に関する規程」において成績評価の数値化に係る取扱いを定め、履修 GUIDE (p. 10) に計算方法、その活用について明示している。

各科目の成績評価基準はシラバスに記載し、各科目開講時に担当教員から説明・周知している。成績評価基準に関する説明については、学生による授業評価アンケートの質問項目としており、回答率の低さから慎重に判断する必要はあるが、評価値は高く、概ね説明・周知は徹底されていると言える。令和 5 (2023) 年度に「成績評価異議申立に関する要領」を定め、成績評価に対して疑義がある場合の手続きについて必要事項を明示し、令和 6 (2024) 年度より運用を開始した。

学位授与方針に示した卒業時の学修到達目標に対する到達度を評価する取り組みがなく、卒業時の学修到達目標に関連の深い授業科目での評価方法や基準、卒業時および各年次における学修到達度を評価する方法の検討が課題である。

⑤ 卒業判定

学則第 49 条および別表第 1 に卒業要件を定めている。「教養教育科目」として必修 7 単位を含む 22 単位の取得が必要である。必修科目は「基礎演習」「専門基礎演習」「英語 I」「コミュニケーション英語 I」「情報処理 I」「英語 II」「英語コミュニケーション II」としている。この他に、看護学科では「生命倫理」「生命科学」「統計学」、社会福祉学科では「心理学」、社会保育学科では「情報処理 II」「スポーツ理論」「日本国憲法」が必修となっている。

なお、各学科の「専門教育科目」に関する卒業要件は学則の別表第 1 に示しており、単位数合計は以下の表のとおりである。

学科	卒業要件	必修科目			選択科目		
			教養	専門		教養	専門
栄養学科	128 単位以上	100	7	93	28 以上	15 以上	13 以上
看護学科	128 単位以上	111	13	98	17 以上	9 以上	8 以上
社会福祉学科	128 単位以上	68	9	59	60 以上	13 以上	47 以上
社会保育学科	128 単位以上	99	12	87	29 以上	10 以上	19 以上

各学科、教務委員会および教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、同第 49 条第 2 項に基づき卒業証書を授与する。卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与し、学位記を交付する。

学科	学位
栄養学科	学士 (栄養学)
看護学科	学士 (看護学)
社会福祉学科	学士 (社会福祉学)
社会保育学科	学士 (保育学)

法令等に定める所定の授業科目を履修し単位を修得した者は、次のとおり学科の区分に応じて資格等を取得することができる。

学科	資格等
栄養学科	栄養士免許 管理栄養士国家試験受験資格 食品衛生管理者任用資格 食品衛生監視員任用資格
看護学科	保健師国家試験受験資格 助産師国家試験受験資格 看護師国家試験受験資格
社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格 社会福祉主事任用資格 児童福祉司任用資格 児童指導員任用資格 家庭相談員任用資格
社会保育学科	保育士資格 社会福祉主事任用資格 児童福祉司任用資格 児童指導員任用資格 家庭相談員任用資格

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する所定の授業科目を履修し単位を修得した者は次のとおり学科の区分に応じて免許状を取得することができる。

学科	免許状
栄養学科	栄養教諭一種免許状
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（福祉） 特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
社会保育学科	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

卒業の要件、取得できる資格・免許等については履修 GUIDE に記載し、各学科、各資格等の課程におけるガイダンスにおいて説明と周知を行っている。

⑥ 進級判定

2 年次から 3 年次に進級する際に、一定の要件を満たしていることを必要としており、各学科、教務委員会および教授会の審議を経て、進級を判定し、結果は掲示等で学生に通知している。各学科共通の要件および各学科における要件は次のとおりである。

【各学科共通の要件】

- (1) 大学での在学期間が2年以上（休学期間を除く）であること
 (2) 「教養教育科目」において必修とされる科目のうち、1年次および2年次に開講する以下の科目の単位を修得しているか、またはその修得が可能であること
- ・英語Ⅰ（1単位） ・コミュニケーション英語Ⅰ（1単位）
 - ・英語Ⅱ（1単位） ・コミュニケーション英語Ⅱ（1単位）
 - ・基礎演習（1単位） ・専門基礎演習（1単位）
 - ・情報処理Ⅰ（1単位）
- (3) 上記の「教養教育科目」必修7単位を含めて、1年次および2年次において修得した「教養教育科目」と「専門教育科目」の単位数合計が52単位を超えていること

【各学科における要件】

学科	要件
栄養学科	管理栄養士学校指定規則による必修科目の単位を修得しているか、またはその修得が可能であること1年次および2年次で必修とされる専門基礎分野、専門分野の単位を修得しているか、またはその修得が可能であること
社会福祉学科	1年次および2年次に開講された専門基礎分野、専門分野の科目のうち、必修科目の単位を修得しているか、またはその修得が可能であること ただし、ソーシャルワーク実習Ⅰの単位の修得は、進級要件には含めない。
社会保育学科	1年次および2年次に開講された専門基礎分野、専門分野の科目のうち、必修科目の単位を修得しているか、またはその修得が可能であること

進級の要件については、履修 GUIDE に記載し、各学科、各資格等の課程におけるガイダンスにおいて説明と周知を行っている。しかし、進級判定および進級の要件について成文化した規程類がなく、整備しなければならない。

⑦ 教育方法の改善に関する取り組み

FD・SD 委員会の所管事項として、各科目の学生による授業評価アンケートを実施しているが、実施要項を定めておらず、組織的、計画的な取り組みとなっていない。FD・SD 委員会においても、結果を把握、分析し、改善につなげる取り組みはなく、仕組みも確立されていない。アンケート実施全体の評価、改善について、アンケート項目の見直しは行っていたものの、具体的な改善にはつながっていなかった。

教育方法について把握、評価、分析を行い、改善につなげる組織的な取り組みがないことにより、授業評価アンケートが漫然と継続されている等の重要な問題を生じている。教育方法に関する内部質保証のための適切な体制を整備し、組織的、計画的な取り組みとその評価、内部質保証の実効性を確認する自己評価の仕組み等を整備しなければならない。

【自己点検・評価】

1 学生の受入れに関する方針に則し、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて入学者選抜を実施している。

今後、社会福祉学科、社会保育学科において総合型選抜を検討する予定があり、学位授与方針に定められた学修目標とその水準をふまえ、学生の受け入れ方針において入学時に具備すべき資質・能力等について具体的に示せるように学生の受け入れ方針の見直しを図る必要がある。

2 学位授与方針および教育課程の編成・実施に関する方針に則し、教育の基本方針を定め、教育課程を適切に編成し実施している。

学位授与方針と各授業科目との関連を示すカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの整備が不十分であり、シラバス等への記載も徹底されていないため、改善が必要である。

3 学位授与方針に則し、成績評価基準および卒業判定、進級判定の要件ならびにその手続きを明らかにしている。また、成績評価に対する異議申立ての制度を整備している。

進級判定については、基準および手続きを定める規程がなく、改善が必要である。

4(二) 施設および設備に関すること

1) 校地・校舎、施設・設備等

本学の施設および設備については、大学設置基準および各学科において付与する資格等の教育内容等を定める指定規則を遵守して整備されている。また、「名寄市立大学の将来構想(ビジョン2026)」に教育研究環境の整備の方針と実施計画を定め、ICT環境の充実を図る等、教育研究活動の実施に必要な施設設備等の改修・整備を計画的に進めている。

本学の校地面積は75,547㎡、校舎面積は24,569㎡であり、それぞれ大学設置基準第37条、第37条の2に規定された面積を上回っている。校舎として1号館、2号館、3号館、図書館、5号館、体育館、多目的ホールを有する。これらの校舎には、教室、実習室、実験室、演習室、学生の自己学習スペース等の施設および授業等に必要となる機器・備品、機械・器具等について適切な数を設置している。教育研究等環境整備の方針に基づき、必要な施設・設備の維持・管理を計画的に実施している。大学設置基準第34条に規定する「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」については、各校舎に配置しているラウンジ、食堂がある。夏季には各校舎をつなぐ通路にベンチを設置し、学生の休憩に資する場としている。

2) 図書館

① 理念・目標

本学は、学則第7条の規定に基づき図書館を設置している。「図書館設置規程」第2条では、図書館の理念として「学術情報基盤を支えるため学術情報・資料、学術研究の成果等を広く収集し、快適な利用環境のもとで学生、教職員及び地域に提供する。蓄積した知的情報資源を活用することにより、地域社会との連携と協力をさらに深め、同時に国内外からのニーズにも対応することを重視することにより、学生の自律的な学修を支援し、人材育成、教育及び学術研究の進展に貢献することを使命とする」と定め、同規程第3条には以下の目標をあげている。
(1) 学生の自律的な学修活動及び高度な専門的職業人育成を支援するため、授業と連携した

基本的な学修用図書や人間形成に必要な教養書を充実する。

- (2) 学術情報基盤として快適な利用環境を整備し、学修、教育及び教育活動を支える。
- (3) 学術資料の系統的かつ計画的収集に加え、情報環境の高度化・国際化に対応した学術情報の提供を促進する。
- (4) 学術情報の有効活用と利用者サービスを強化するため、利用者支援の充実を図る。
- (5) ネットワーク等を通じて、研究成果の集積、発信を積極的に推進する。
- (6) 開かれた大学図書館として、地域社会との連携及び協力を強化するとともに、地域の生涯学習活動を支援する。

② 組織および運営

「図書館設置規程」第4条に基づき、図書館には館長および専門職員を置いている。また、同規程第5条に基づき、図書館の運営に関する必要な事項を審議する機関として図書館運営委員会を置いている。委員会は、図書館長および教授会において選出された委員若干名をもって組織され、委員長は図書館長をもってあて、以下の事項を審議する。

- (1) 図書館運営の基本方針に関すること
- (2) 図書館諸規程に関すること
- (3) 予算の計画及び執行に関すること
- (4) 出版物の編集、発行に関すること
- (5) その他図書館に関する重要なこと

同規程第6条に基づき、「図書館利用規程」に図書館の利用等に関し必要な事項を定め、リーフレットや図書館ホームページ等において公表し、利用者の便宜を図っている。

③ 教育研究上必要な資料の整備

図書については、蔵書構築指針に従って各学科および教養教育部（各40万円分）による基本図書の選書、図書館司書による選書、図書館運営委員による専門図書の選書を行うほか、学生・教職員の推薦により選書された図書を委員会が承認している。令和5(2023)年度末の蔵書数は和書101,957冊、洋書6,911冊、このうち令和5(2023)年度受入れ図書冊数は2,166冊であり、蔵書構築指針に則して充実を図っている。外国雑誌については、教員の利用状況や各学科の意向を確認しながら、購読タイトル全てについて電子ジャーナルへの移行を進め、令和5(2023)年現在159種類になっている。また、図書館資料の選書において学生の主体的関与を促す企画として、学生による選書ツアー（年1回）を行っている。

④ 図書館の適切な機能

本学が有する教育・研究およびその他の情報を学内外において共有するために、次のような取り組みを行っている。

- (1) 大学紀要の発行（3月）
- (2) 図書館だよりの発行：図書館関連のイベント報告、推薦図書等の情報発信（4回）
- (3) ビブリオバトル（7月）：大学祭に合わせて対面で開催
- (4) 選書ツアー（11月）：学生が書店で選書した推薦本のPOPを作成して図書館で展示
- (5) 第13回名寄市立大学サイエンスカフェ（8月）：図書館ラーニング・コモンズで開催
- (6) ベストリーダー表彰（3月）
- (7) 除籍図書フェア（1回）
- (8) リユースフェア（1回）

(9) 特別展 (5回)

第1回「ヒグマ」展 (3～4月)

第2回「ケアについて考える 12冊 学長推薦図書コーナー」(5～8月)

第3回「市立名寄図書館の雑誌展」(10～11月)

第4回「手づくり絵本展社会保育学科4年生『図画工作Ⅱ』課題制作」(10～11月)

第5回「スタジオジブリとアニメーション小史」 (3～4月)

(10) 定例企画展示(「芥川賞特集」「今週のおすすめ本」等随時)

(11) SNS および図書館ホームページでの情報発信

(12) 名寄市立大学機関リポジトリにおける本学紀要等の論文公開

(13) 学術論文情報等検索データベース、電子ジャーナル等の整備および活用支援

⑤ 学生の主体的学修への支援

図書館では、学生の主体的学修を支援するため、各学科等と協力して情報検索ガイダンスの実施に取り組んできた。情報検索ガイダンスについては、入学初年度に全学生が参加する機会を設け、独自に作成した資料等を用いた利用方法の指導を行っている。教員の要望に応じて、随時同様の情報検索ガイダンスを提供できる体制を整え、各学科の「卒業研究」においては必要な資料、論文の収集に係る支援等を行っている。ポップ等を工夫した新着図書コーナーを設け、学生の読書への意欲を喚起し、主体的学修を支援している。

⑥ 学生サポーター組織の導入

令和5(2023)年度から図書館サークル「ぱたん、ぺら」が設立され、活動を開始した。学生の自主的活動を支援し、さらなる充実を図っていく。

【自己点検・評価】

1 本学は、学部学科の規模・種類に応じ、適切な校地・校舎の規模および施設・設備を備えている。バリアフリー化、冷暖房設備等の計画的整備が課題である。

2 本学は、図書等の教育研究上必要な資料を備え、図書館の運営に必要な体制等を整備し、適切に機能させている。

5 (ホ) 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

1) 大学運営に必要な業務を行う組織

本学は、学則および「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」により事務局、学生部、教務部、図書館および附置研究所としてコミュニティーケア教育研究センターを置いている。事務局、学生部、教務部および図書館には下表のとおり課および係を置き、コミュニティーケア教育研究センターには事務局を置き、参事を配置している。

部局名	課名	係名
事務局	総務課	総務係、図書係
	教務課	教務係、広報入試係
	学生課	学生係、就職係
学生部	学生課	学生係、就職係
教務部	教務課	教務係
図書館		司書係

事務局長、事務局次長、課長、参事、副館長、主幹、係長、主査および主任・主事は、事務職員のうちから市長がこれを任命する。令和5(2023)年度には学生課長として新たに職員が配置されたことにより、教務課長・学生課長の兼職が解消された。学生部長、教務部長、図書館長およびコミュニティケア教育研究センター長は、本学の教授のうちから学長が教授会の議を経て市長に内申し、市長がこれを任命する。事務局長、学生部長、教務部長、図書館長およびコミュニティケア教育研究センター長は、学長の命を受けて、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。各部局等においては、業務計画の立案、実施、評価、改善を責任者となる教員と所管する事務職員との協力により行い、教育研究活動等の質的向上および円滑な管理運営に努めている。

2) 厚生補導および学生支援のための体制

本学は、大学設置基準第7条に基づき、学生の厚生補導を行うための専任職員を置き、所管する組織を設置している。本学の理念、目的に則し、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会のおよび職業的自立を図るために必要な能力を教育課程の実施および厚生補導を通じて培うことができるように、組織間の有機的な連携を図り、体制を整えている。障害のある学生や社会人等多様な学生の受け入れに取り組み、学生や社会等の多様なニーズに対応した学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援等の学生支援に取り組んでいる。

① 学生課学生係

大学設置基準第7条に則し、「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」第3条に基づき学生課学生係に専任職員を配置している。学生課学生係の専任職員は、厚生補導・学生支援に関する相談窓口となり、健康診断等の学生の健康管理、学生自治会やサークル等の課外活動、授業料等減免・奨学金、アルバイト、住居トラブル、消費者トラブル、防犯対策、障害等のある学生への修学支援等、広く学生生活に関して相談、支援を行っている。各学科、学生委員会、障害者差別解消推進委員会、人権擁護委員会・人権相談員、健康サポートセンター、キャリア支援センター・就職進路委員会等、学内の関連部局や学内委員会、学外の関係機関等と協力し、学生の多様なニーズに対して対応を行っている。

学生生活の向上を図るための権利、義務および生活規範について「名寄市立大学学生生活規程」を定め、学生生活の指針を示し、学生の身分や学生支援、定期健康診断、車両・自転車通学、喫煙、学生団体、施設利用等について明示している。毎年度「学生生活ハンドブック」を作成し、入学者に配布するとともに、年度当初のガイダンス等において学生支援の方針や支援内容とその体制について説明・周知を図っている。公式ホームページ等にも同様の内容を掲載し、本学学生ならびに学費負担者、本学志願者等の直接的関係者を含め、広く社会に公表している。

② 学生委員会

本学は、学生の厚生補導および学生支援のため、各学科および教養教育部から推薦された教員および学生部長によって構成される学生委員会を置いている。委員長は、学生部長をもってあてる。学生委員会の庶務は学生課が所管し、教員と担当職員は協力して任務を遂行する。

学生委員会は次の事項を審議する。

- (1) 本学学生の福利厚生および保健福祉に関すること
- (2) 本学学生の課外活動に関すること
- (3) 学長が諮問した事項及び教授会が付託した事項

(4) その他本学学生の厚生補導に関すること

学生委員は、各学科等における厚生補導・学生支援の中心的な役割を担い、学科教員、学内の関連部局や学内委員会、学外の関係機関等と協力し、学生の多様なニーズに対して対応を行っている。

③ 障害者差別解消推進委員会

本学は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に則して、名寄市立大学の教職員が適切に対応するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を定めている。同要領第 4 条第 4 号に基づき、障害者差別の解消を推進するために障害者差別解消推進委員会を設置している。委員会は次の者をもって組織し、委員長は保健福祉学部長を、副委員長は学生部長をもってあてる。

(1) 保健福祉学部長

(2) 学生部長

(3) 教務部長

(4) 保健福祉センター長

※ 組織名称変更により令和 5 (2023) 年度現在、健康サポートセンター長

(5) 総務課長

(6) 栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長

④ 人権擁護委員会・人権相談員

本学は、日本国憲法ならびに男女共同参画社会基本法の精神に則り、本学構成員および関係者が、人権侵害や勉学上および生活上不当な不利益を受けることなく、身体的にも心理的にも安全で快適な環境において学び、研究・教育し、働くために「人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン」を定めている。ガイドラインは、本学構成員が主体的に本学の学風を引き続き発展させ、人権文化を醸成し、より強い信頼関係をつくり上げていくための柱として位置づけられている。また、「人権擁護とハラスメントに関する相談・調査・問題解決手続き要綱」を定め、ハラスメントを含む人権侵害や学修上、職務上および生活上の不利益を伴う不当な処遇に関する対応を適切に図る体制を整備している。

ガイドラインに基づき、本学構成員および関係者がハラスメント等の人権侵害や勉学上および生活上の不利益を受けることなく、身体的にも心理的にも安全で快適な環境において学び、研究・教育し、働くことができる機会と権利を保障するキャンパスをつくることを目的とし、人権擁護委員会を設置している。委員会は、学長、副学長、当該年度の保健福祉学部長及び学生部長を除き、全教職員により選出された専任教員 5 人（男性・女性各 2 人以上を含む）で構成され、以下の任務を行う。

(1) ハラスメント防止のための研修、啓発活動を企画・実施する。

(2) 人権相談員が適切な相談活動を行えるように支援する。

(3) 人権相談員からの報告を受け、問題解決について検討し、適切な処理を行う。

(4) 必要に応じて、学内外の関係者、団体等と連携し、解決に努める。

(5) 学長に対して問題解決、当事者の権利回復、再発の防止について必要な措置を勧告する。

調査委員会を設置する場合には、その旨を学長に報告する。

(6) ハラスメントの被害者に対するケア、加害者に対する自己認識力の獲得等、当事者への

サポートや指導が必要であると判断される場合は、健康サポートセンター、学内外の関係者、団体等と連携し必要な対策をとる。

人権相談員は、全教職員の中から、学長によって指名され、本学構成員及び関係者が、身体的・心理的に安全で快適な環境において学び、教育・研究し、働くことができる機会と権利を保障するために、相談者の立場に立った相談活動を行う。

なお、「人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン」をはじめとする諸規定について、平成 18(2006)年の制定以降、規程に基づいた継続的な見直しを行ってきたが、令和 5(2023)年公立大学協会「公立大学ガバナンス・コード」に明記された「人権の尊重とハラスメント防止」等、社会の変化・要請に対応した本質的な見直しは行っておらず、今後の課題である。

⑤ 健康サポートセンター

本学は、学生および教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的とし、健康サポートセンターを設置している。センター長（医師）のほか、看護師 3 名と相談員 1 名が心身の相談に対応している。センターは、保健管理事業および健康相談事業として次の業務を行う。

(1) 保健管理業務

- ア 保健管理に関する実施計画の企画・立案
- イ 定期及び臨時の健康診断の実施（委託を含む）ならびにその事後措置
- ウ 学内の環境衛生及び感染症の予防についての指導
- エ 保健管理に関する調査研究
- オ 応急処置
- カ その他、健康の保持・増進に必要な専門的業務

(2) 健康相談業務

- ア 健康に関する相談
- イ 精神保健に関する相談

センターの運営に関する具体的事項を審議するため「健康サポートセンター運営委員会規程」に基づき、センター長、看護師、相談員、教授会で選ばれた専任教員 4 名以上、学生課学生係長によるサポートセンター運営委員会を設置している。審議事項は以下のとおりである。

- (1) 学生及び教職員の保健管理の基本方針に関すること
- (2) 年間事業計画に関すること
- (3) 事業予算に関すること
- (4) センター長の選考に関すること
- (5) 副センター長の指名に関すること
- (6) 相談員および看護師の選考に関すること
- (7) 規程の改廃に関すること。
- (8) 学生および教職員の健康管理に関すること
- (9) その他センター長が必要と認める事項

また、センターは、学生が心身の健康状態によって、学修の継続が困難であり、学内外のさまざまな支援が必要と判断した場合は、学内外の関係者を招集し、支援のための方策について検討する学生支援会議を開催することができる。

⑥ キャリア支援センターおよび就職進路委員会

本学は、学生のキャリア形成および就職活動への支援を行い、生涯を通じた持続的な就業力の育成に資することを目的とし、キャリア支援センターを設置している。また、センター業務の推進および学科におけるキャリア形成、就職活動支援を行うために、各学科に就職進路委員会を置いている。センターは、センター長、委員および必要な専門職員をもって組織し、センター長は、本学教員の中から教授会の議を経て、学長が委嘱する。委員は、各学科に置く就職進路委員会の長をもってあてる。センターは、次の業務を行う。

(1) キャリア形成支援

- ア キャリア形成に関する事業実施計画の企画及び立案
- イ キャリア形成プログラムの開発、企画、実施、及び評価
- ウ キャリア形成に関する指導及び相談
- エ キャリア形成に関する調査及び研究
- オ その他、キャリア支援に必要な業務

(2) 就職進路支援

- ア 就職進路支援に関する実施計画の企画及び立案
- イ 就職進路に関するプログラム等の企画、実施及び評価
- ウ 就職進路に関する指導及び相談
- エ 就職進路先の開拓及び情報提供
- オ 就職進路に関する調査及び研究
- カ その他、就職進路支援に必要な業務

各学科の就職進路委員会は、センター業務を推進する他、各学科において付与される資格等の取得、就職進路に係る相談、助言、指導について中心的な役割を担い、各学科の教員と協力し、学生の多様なニーズに対応している。

専門職員は学長が指名し、令和5(2023)年5月時点で就職進路支援に係る専門職員2名を配置している。専門職員は、就職支援室に常駐し、小論文、履歴書、エントリーシート等の添削指導や面接練習等、入学から卒業まで一貫した相談支援を行っている。

⑦ 学生課就職係

大学設置基準第7条の5に則し、「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」第3条に基づき学生課就職係に専任職員を配置している。学生課就職係の専任職員は、キャリア形成・就職進路支援に関する相談窓口となり、学生に対する支援を行う他、求人票等の受付、求人企業等の対応等、学外に対する窓口として業務を行っている。キャリア支援センター・就職進路委員会、学外の関係機関等と協力し、学生の多様なニーズに対応している。

3) 厚生補導および学生支援のための活動

① 相談支援

大学設置基準第7条の3に基づき、本学は厚生補導・学生支援に関する相談窓口として学生課学生係に専任職員を配置し、各学科、学生委員会、障害者差別解消推進委員会、人権擁護委員会・人権相談員、健康サポートセンター、キャリア支援センター・就職進路委員会等、学内の関連部局や学内委員会、学外の関係機関等と協力し、学生の多様なニーズに対して支援を行っている。

② 経済的支援

経済的支援については、独立行政法人日本学生支援機構奨学金以外にも奨学金・修学支援として、本学独自の給付型奨学金「めいだい奨学金」を設けているほか、授業料等の減免制度を設けている。また、地元企業等からの奨学金制度も有している。

奨学金や授業料等の減免制度、奨学金返還支援事業等の概要は以下のとおりである。

- (1) めいだい奨学金 月額2万円(1年間) 各学科各学年1人 合計16人
- (2) 名寄ロータリークラブ奨学金 月額1万円(1年間) 各学年1人 合計4人
- (3) スタジオ稲葉奨学金 月額1万円(1年間) 4年生1人 合計1人
- (4) 授業料等減免制度 入学料等の免除・入学料等の2/3減額・入学料等の1/3減額
- (5) 名寄市奨学金返還支援事業: 名寄市内に居住・就業(公務員を除く)した卒業生に対し、最長3年間、日本学生支援機構奨学金返還額の2/3(月額上限2万円)を助成
- (6) 名寄市地元就業支度金助成事業 名寄市内に居住・就業することが内定した卒業見込者に対し、20万円を助成

その他の修学支援としては、修学上の便宜を与え、学生生活をより充実させることを目的に学生寮(39室、但し女子学生のみ、月額2万5千円)を整備している。また、名寄市立大学後援会により、全学科を対象とした実習経費等助成金、学生災害保険・実習賠償責任保険への加入およびワクチン接種費用支援、就職活動移動滞在費支援、採用試験の対策に係る支援、国家試験対策に係る支援(栄養学科・看護学科・社会福祉学科が対象)、事前オリエンテーション移動滞在費支援(社会保育学科が対象)、学食利用費用の助成等、学生生活の広い範囲における支援を受けている。

【自己点検・評価】

本学は、大学運営に必要な業務を行うため、厚生補導・学生支援のための組織を含め教員または事務職員等を置く組織を適切に設け、教職員が協力して職務を遂行している。厚生補導・学生支援に関することについて、適切に対応を行っている。

6 (へ) 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成および実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること

本学では、保健福祉学部において学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針を定め、これらに基づき各学科および教養教育部における3つの方針を定めている。これらは、本学学生、入学志願者および学費負担者等に対して大学案内、履修 GUIDE 等に記載して周知しているとともに、公式ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

1) 学位授与方針

保健福祉学部学位授与方針

名寄市立大学保健福祉学部は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と教養に支えられ、関連する諸領域を幅広く理解し、高度な専門性をもって地域社会に主体的に貢献する専門職業人としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- (1) 修業年限を満たすこと
- (2) 学科ごとに定める授業科目について、128単位以上の卒業要件単位を修得すること

栄養学科学位授与方針

名寄市立大学保健福祉学部栄養学科は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、関連する諸領域を幅広く理解し、高度な専門性をもって地域社会に主体的に貢献できる専門職業人としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士（栄養学）の学位を授与する。

（１）人文・社会・自然および地域を幅広く理解し、人々を取り巻く環境や健康・食生活に関する課題について多角的にとらえる力を身につけている。

（２）幅広い教養と栄養に関する専門的知識および技術に基づいて、自らが課題を発見し、課題解決に主体的に取り組む力を身につけている。

（３）医療の分野において、傷病者に対する療養のために必要な臨床栄養管理を行う力および食事療法の実践を行うために必要な力を身につけている。

（４）地域および職域における栄養改善の推進、栄養評価計画への参画等を通じて、地域住民の健康と生活の向上に貢献する力を身につけている。

（５）地域における生活を理解し、乳幼児、要介護者、単身高齢者等の個々に対する食事援助、栄養補給の開発等を行うために必要な力を身につけている。

（６）児童・生徒に対する「食」の指導はもとより、保護者を啓発し、「食」のあり方をともに考え、改善に寄与する力を身につけている。

（７）保健・医療・福祉の概念と、これらの職種間の連携・協働の意義を理解し、チームとしての業務に参画できる力を身につけている。

看護学科学位授与方針

名寄市立大学保健福祉学部看護学科は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、対象となる人々の健康課題に対して関係職種と連携・協働し、地域社会に主体的に貢献できる看護の専門職としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

（１）職業人としての幅広い教養や基本的なリテラシーを身につけ、人間の基本的権利を尊重し、全人的に広く理解し行動できる力を身につけている。

（２）科学的根拠に基づいた看護の実践的判断ができる力を身につけている。

（３）対象となる人々の生活の質を考慮して、主体的、自律的に看護を実践できる力を身につけている。

（４）世界や地域社会の諸問題を学び、複眼的な視点で保健・医療・福祉ニーズを明確に捉え、地域住民及び関係機関の人々と連携・協働し、保健・医療・福祉の統合、向上に取り組める力を身につけている。

（５）知的関心を持ち、主体的に学修する能力と自ら研究する態度を持ち継続的に自己を研鑽する力を身につけている。

（６）異文化を理解するとともに、多様な価値観を認識し、国際的視野を持って活動することができる力を身につけている。

社会福祉学科学位授与方針

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、対象となる人々の生活課題や関連する諸領域を幅広く理解し、関係機関・関係職種と連携・協働し、地域社会に主体的に貢献できる社会福祉の専門職としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士（社会福祉学）の学位を授与する。

- (1) 幅広い教養や基本的なリテラシーを基盤として、人間の尊厳と権利を深く理解し、人間一人ひとりを大切にして実践的に対人援助ができるために必要な力を身につけている。
- (2) 人間一人ひとりの生活や健康問題、公共政策的な課題について社会的視点を持って科学的に捉え、具体的な支援をするために保健、医療、教育などの関連分野と連携・協働できる力を身につけている。
- (3) 個々の地域を重視しつつ、人類がかかえる諸問題と異文化にも深い関心を持ち、その発展と問題解決に係わる生き方ができる力を身につけている。
- (4) 優れた社会福祉の実践から学び、自治体や社会福祉団体、教育機関や各種支援団体と連携して福祉社会の形成に寄与するとともに、諸活動を通じて地域住民との交流を図り地域課題の解決や市民生活の形成に貢献できる力を身につけている。
- (5) 地域福祉の観点をもち、保健・医療・福祉・教育の連携を図り、住民参加の要になれる力や福祉社会の形成に寄与するソーシャルワーカー、教職員、市民として活躍できる力を身につけている。

社会保育学科学位授与方針

名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、高い専門性をもち、地域社会に主体的に貢献できる保育の専門家としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士（保育学）の学位を授与する。

- (1) 人間の尊厳と権利を尊重し、豊かな人間性と幅広く深い知識・教養を基盤として、社会的視野から子どもの育ちや権利に関する諸課題を発見し、その解決に向けたリーダーシップを発揮する力を身につけている。
- (2) 多様な子どもに関して理解し、さまざまな困難を抱えながら育つ子どもを支援する技能を身につけている。
- (3) 子どもの発達を支える専門的な知識に基づき、子どもに寄り添うことのできるたくましくしなやかな身体と感性を備えている。
- (4) 子ども・家庭支援の基礎となるコミュニケーション能力を身につけ、他者とのより良い関係を構築する力を身につけている。
- (5) 地域において子どもに関わる多職種間の連携・協働におけるパートナーシップを実践する力を身につけて

2) 教育課程の編成・実施方針

保健福祉学部教育の組織・内容・方法（教育課程の編成・実施方針に該当する）

- (1) 教養教育と連携教育を基礎に、栄養学・看護学・社会福祉学・社会保育学などの専門領域の特殊性にも配慮した体系的なカリキュラムに基づいた授業
- (2) 学生個々人の学修意欲を涵養する少人数教育
- (3) 実践力を養成するための質の高い臨地実習および現場実習
- (4) 地域社会の教育的活用と地域貢献
- (5) 教職員の FD および SD による教育の質の向上と研究の推進

教養教育部教育課程の編成・実施方針

教養教育では、大学で学ぶ上で基礎となる知識や技術を修得するとともに、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基礎となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を備えた人材を育成する。その目標を達成するため、科目群を「言語・情報・スポーツ」「人と社会・自然の理解」「地域の理解」の3つの領域に区分し、科目を配置する。

(1) 「言語・情報・スポーツ」領域では、円滑にコミュニケーションを図ることができる能力や能動的・主体的に学ぶ姿勢の涵養、情報処理に関する基礎的知識・技術の修得、地域的特性を活かしたスポーツ技能の修得を目標として科目を配置する。

(2) 「人と社会・自然の理解」領域では、変化の激しい世界や社会の仕組みとそこにある諸問題を多面的に理解する能力の育成、生命倫理など今日的な問題に対する洞察力を身につけることを目標として科目を配置する。

(3) 「地域の理解」領域では、地域に対する関心や多面的理解を深め、体験的活動を通じて地域から学ぶ姿勢を育成することを目標として科目を配置する。

栄養学科教育課程の編成・実施方針

「教養教育科目」を基礎に「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通教育科目」を含めた栄養学科の専門基礎分野と専門分野に係る科目を幅広く学ぶことにより、管理栄養士に求められる専門知識と技術を体系的・段階的に修得し、人への栄養と食を対象とする幅広い領域において他の職種と連携・協働して包括的な支援サービスに貢献できる人材を育成する。具体的には以下の諸点を意識して編成する。

(1) 人文・社会・自然および地域を理解し、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるため、「教養教育科目」を配置する。

(2) 大学における学修への動機づけを図るため、1年次から「専門教育科目」や少人数による演習科目を配置する。

(3) 管理栄養士に必要な知識の修得をスムーズに図るため、1・2年次には基礎的科目を配置し、3・4年次に専門分野がより細分化された科目を配置する。

(4) 資格・免許に係る科目以外に、栄養や食にかかわる事柄に関しさまざまな角度から学ぶための科目を数多く展開する。

(5) 将来、管理栄養士として他職種と協働していくことを見据え、看護・社会福祉・社会保育学科と連携した科目を配置する。

(6) 「教養教育科目」「専門教育科目」における学びを統合し、課題発見と解決に主体的に取り組む力を身につける科目を3・4年次に配置する。

看護学科教育課程の編成・実施方針

「教養教育科目」を基礎に「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通科目」を含めた看護学科の専門基礎分野と専門分野に関わる科目を幅広く学ぶとともに、臨地実習を通して確実な実践力を身につけることにより、看護の専門職として対象となる人々の健康の回復、保持・増進、疾病の予防および生活支援を主体的に実践できる人材を育成する。具体的には以下の諸点を意識して編成する。

(1) 人文・社会・自然及び地域を理解し、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるため、教養教育科目を配置する。

(2) 大学における学修への動機づけを図るため、1年次から専門科目や少人数による演習科目を配置する。

(3) 対象となる人々の健康レベル、すなわち健康の保持・増進および疾病予防、疾病や障害を有する人々の健康回復、最期に至るまでの状況に対して看護実践ができる科目を配置する。

(4) 看護学の要素である人間、健康、環境、看護を理解できる科目を配置する。

(5) 世界や地域社会の諸問題を複眼的な視点で明確に捉え、対象別に科学的根拠に基づいた判断力をもちいて問題解決過程が実践できるように科目を配置する。

(6) 社会生活を営む個人、家族、集団、地域を対象とした実践活動ができる科目を配置する。

(7) 知的関心を持ち、看護研究活動に取り組み継続的に自己を研鑽する科目を配置する。

(8) 将来、看護の専門職として他職種と連携していくことを見据え、栄養・社会福祉・社会保育学科と連携した科目を配置する。

社会福祉学科教育課程の編成・実施方針

「教養教育科目」を基礎に「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通科目」を含めた社会福祉学科の専門基礎分野と専門分野に関わる科目を幅広く学ぶとともに、ソーシャルワーク実習等を通して、生活主体者としての人間の尊厳と社会を深く理解し、対象となる人々・集団・組織機関・地域社会に関する専門知識と技術を体系的に・段階的に修得し、幅広い領域において多職種・多機関と連携・協働して地域の中で主体的に実践できる人材を育成する。具体的には以下の諸点を意識して編成する。

- (1) 人文・社会・自然及び地域を理解し、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるため、「教養教育科目」を配置する。
- (2) 大学における学修の動機付けを図るため、1年次から専門科目や少人数による演習科目を配置する。
- (3) 社会福祉士に必要な知識の修得をスムーズに図るため、1・2年次は基礎的科目を配置し、3・4年次には専門分野がより細分化された科目を配置する。
- (4) 社会福祉学を基盤とする科目以外に、人間、健康、社会環境、地域社会について多面的に理解できる科目を配置する。
- (5) 支援の対象別に、科学的根拠に基づいたアセスメント力が身につくようにソーシャルワークの実践過程を修得できる科目を配置する。
- (6) 社会福祉研究に関心を持ち、調査研究活動に取り組み、継続的に研鑽する科目を配置する。
- (7) 将来、社会福祉士・精神保健福祉士として多職種・多機関と連携・協働していくことを見据え、栄養・看護・社会保育学科と連携した科目を配置する。

社会保育学科教育課程の編成・実施方針

「教養教育科目」を基礎に「学部共通科目」を含む専門基礎分野、「保健医療福祉連携科目」を含む専門分野に関わる科目を幅広く学び、保育の専門家として、真理を探究し子どもに関する理解を深めるとともに、ヒューマンズを尊重し子どもとその養育者を取りまく社会の動向を把握して、他の諸機関と連携しながら必要な支援を構築する能力や、支援方法の技術を身につけた人材を育成する。具体的には、以下の諸点を意識して編成する。

- (1) 人文・社会・自然及び地域を理解し、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるため、「教養教育科目」を配置する。
- (2) 大学における学修への動機付けを図るため、1年次から専門科目や少人数による演習科目を配置する。
- (3) 研究の深化をスムーズに図るため、1・2年次には基礎的科目を配置し、3・4年次には専門分野がより細分化された科目を配置する。
- (4) 資格・免許に関わる科目以外に、子どもや子どもを取りまく環境をさまざまな角度から学ぶための科目を数多く展開する。
- (5) 保育職が子どもの命を守り育てる専門職であるという観点から、平和教育・人権教育のためのプログラムを構築する。
- (6) 将来、保育の専門家として他職種と連携していくことを見据え、栄養・看護・社会福祉学科と連携した科目を配置する。

3) 学生の受け入れ方針

保健福祉学部学生の受け入れ方針

「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す」を理念とする名寄市立大学保健福祉学部は、「保健・医療・福祉・保育関係の職に携わる職業人としての適性と自主自立の気概を有し、社会に貢献し、自己の目標実現に向けて努力する学生」を受け入れる。

栄養学科学生の受け入れ方針

人々の健康と生活の質の向上に貢献し、栄養管理および栄養教育ができる専門家を目指す学生を求める。

1 入学に向けた望ましい学びや経験

栄養学は自然科学に係る内容だけでなく社会科学に係る内容も含む。管理栄養士は栄養学を基礎とし幅広い知識・技術が求められることから、入学までにはその基礎となる学力をしっかりと身につけることが望まれる。また、管理栄養士は対人サービスを行う専門職であることに加え、他職種と協働して仕事に取り組むことが多いことから、相手の話したいこと、伝えたいこと、聞いてほしいことなどを引き出すことができる力や自分の考えなどを相手が理解できるように伝えることができる力などのコミュニケーション（言語・非言語）能力が求められる。

人とかわかる力やコミュニケーション能力は普段の人間関係を通して育まれるため、普段から対面での人とのかわりをもつ機会を積極的に増やすことが望まれる。さらに、食生活を含む自分の生活を自分で管理する能力も求められることから、自分の生活をつくっていく基本的な力を入学までに身につけていくことが望まれる。

2 栄養学科にふさわしい能力や適性

- (1) 幅広い分野について高い基礎学力を有している。
- (2) 自主自立の気概を有し、社会貢献および目標実現に向けて努力する能力を有している。
- (3) 地域社会や人びとの生活・健康などに広く関心をもっている。
- (4) 他者理解とコミュニケーションの基礎となるリテラシーを有している。
- (5) 自己を適切に表現できるコミュニケーション能力を有している。
- (6) 自分の生活を整える基本的な能力を有している。

看護学科学生の受け入れ方針

看護のあり方を幅広い視野で探究するとともに、地域社会への関心を持ち、自ら学びを深める姿勢をもつ学生を求める。

1 入学に向けた望ましい学びや経験

看護者には、人々の健康や生命を大切に考え、専門的な知識・技術を培うことが求められる。そのためには看護者は、人々がよりよい健康を目指した活動ができるように、社会の課題に関心を持ち、自ら課題解決に向けて取り組む能力が求められる。また看護を必要としている場合には、その人のできること・できないこと、必要としていることを理解できる温かな洞察力とコミュニケーション能力が必要である。その人が満足すること・幸せに思うことを知り、その人と共に最善の方法を導き出していく能力である。こうした能力は、出会った人々との多様な人間関係を体験することによって、自己と他者の価値観の違いを知り形成されていく。さまざまな人々との出会いによって、自分自身が成長できているという経験を積んでおくことが望まれる。

看護者は、チームメンバーと協働してケアを提供する。チームの一員として自らの健康管理に留意すること、日常求められる行動に責任をもつことが、お互いの信頼関係を築いていく。そのためには、自分のできること・できないことを表現する力、サポートし合う力が必要である。またチームメンバーの良さや強みを認め合い、成果を目指して調整する能力が必要である。これらのことを意識して、入学前の学習と活動に臨むことが求められる。

2 看護学科にふさわしい能力や適性

- (1) 幅広く興味を持って教科科目を学習し、高い基礎学力を有している。
- (2) 人々の健康や環境問題に関心を持ち、課題解決に向けた意欲を持っている。
- (3) 自己を適切に表現できるコミュニケーション能力を有している。
- (4) 他者を深く理解しようとする姿勢を有している。
- (5) 論理的な思考力を備えている。
- (6) 社会的な活動に関する経験や意欲を持っている。

社会福祉学科学生の受け入れ方針

社会福祉を基盤とし、生活・健康・教育などについて専門的に学び、一人ひとりを大切にしていける対人援助ができることを目指す学生を求める。

1 入学に向けた望ましい学びや経験

社会福祉士は、障がいがあることや環境上の理由によって、日常生活に困難を抱えている人たちや集団・組織、地域からの福祉に関する相談を受け、助言や指導、関係者との連携・協働、交渉を行う専門職であり、国民の福祉の増進のために活動する。そのためには、人々が生活する地域社会、環境に関心をもち、各種福祉施設等の見学やボランティア活動を体験しておくことも必要である。社会福祉現場においてソーシャルワーカーは、相談に来られる方々と面接を通してアセスメントに必要な情報の収集を行うため、コミュニケーション能力（言語・非言語）や、関係機関・関係職種とチームで活動する協働性や情報の共有、連携調整する能力が必要である。これらのことを意識して、入学前の学習と自発的な活動に臨むことが求められる。

2 社会福祉学科にふさわしい能力や適性

- (1) 幅広い教科科目について学習し、高い基礎学力を有している。
- (2) 地域社会や環境問題に関心をもち、課題解決に向けた意欲を持っている。
- (3) 他者理解とコミュニケーションの基礎となるリテラシーを有している。
- (4) 自己を適切に表現できるコミュニケーション能力を有している。
- (5) 自己の生活をマネジメントできる基本的な能力を有している。
- (6) 論理的な思考力を備えている。
- (7) 社会的な活動に関する経験や意欲を持っている。
- (8) 公共性や倫理性を基盤として、グローバルな視点を有している。

社会保育学科学生の受け入れ方針

子どもをとりまく社会や環境を広く見据えた保育のあり方を探求し、課題解決に向けて積極的・自発的に学ぶ姿勢をもつ以下のような学生を求める。

1 入学に向けた望ましい学びや経験

保育者には、子どもたちに教科書的な知識を教えるよりも、人間形成の基礎を培うことが求められる。もちろん保育の技術も習得しなくてはならないが、とくに大事なものの一つはコミュニケーション能力である。この能力はただ「人と仲良くする」というだけにとどまるものではない。たとえば、共通の目的を達成するために協働する能力、要求や意見の対立を調整し、適切に解決していける能力である。こうした能力は個人の資質や性格によるというよりも、多様な他者と関わる経験を積み重ねることによって形成される。したがってさまざまな機会や場面で、そうした経験を積んでおくことが望まれる。

入学までに習得しておいてほしいことの中に、保育者になるための特別な専門的知識や技能というものはない。大切なのは、子どものような驚きの感覚と幅広い興味と論理的思考能力である。有能な保育者は自然や社会に対して科学的な関心をもち、広い視野で考えることができる優れた教養人でもある。これらのことを意識して、入学前の学習と活動に臨むことが求められる。

2 社会保育学科にふさわしい能力や適性

- (1) 幅広い教科科目の学習について、高い基礎学力を有している。
- (2) 歴史や社会問題に関する知識を身につけている。
- (3) 他者理解とコミュニケーションの基礎となるリテラシーを有している。
- (4) 自己を適切に表現できるコミュニケーション能力を有している。
- (5) 論理的な思考力を備えている。
- (6) 社会的な活動に関する経験や意欲を持っている。

学位授与方針については令和4(2022)年に教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針については令和5(2023)年に内部質保証推進委員会を中心に見直しを行った。見直しにおいては、各学科等から推薦されたメンバーによるワーキング・グループを設置し、理念、目的、教育の目標をふまえて、各学科等の意見を集約して行われた。ワーキング・グループで作成した各方針案について、教授会の審議を経て決定した。見直しは、学位授与方針に次いで教育課

程の編成・実施の方針、学生の受け入れ方針の順に検討され、3つの方針間の一貫性が確保されるように検討された。

しかし、教育課程の編成・実施方針について、主たる所管部局である教務委員会で検討されておらず、理念、目的、教育の目標との合致性、学位授与方針との一貫性について、十分な確認の機会が担保されたとは言えない。教育課程の編成・実施の方針のうち実施に係る方針は検討が不十分であった。また、指針、ガイドライン等、昨今の高等教育に対する社会的要請を十分に反映した方針となっているか、検証が必要である。

【自己点検・評価】

本学は、学部および各学科に本学の理念、目的、教育の目標等をふまえ、適切な手順を経て学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針を定めている。しかし、高等教育への社会的要請等をふまえた内容となっているか等、検証が必要である。

7 (ト) 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

本学は、教育の質を保証するとともに、その継続的改善と向上を図るため、学生ならびに学費負担者、入学希望者等の直接の関係者および広く社会に対して、学生の学修成果および大学全体の教育成果に係る情報の公表を行っている。学生ならびに学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に対して、卒業時に修得できる能力、そのための教育課程、教育環境等に関する情報を明示することにより、学修者本位の観点から教育活動の充実を図るとともに、広く社会に対して、学生の学修成果および大学全体の教育成果に係る情報を明示することにより、社会からの評価を通じて教育活動の質向上を図ることを目指している。

刊行物への掲載、公式ホームページへの掲載等により学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2第1項に基づく事項、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第7条第2項に基づく事項の他、教育研究活動に関する情報を公表している。しかし、情報公表に関する方針、規程類、実施体制が不明確であり、整備が必要である。

1) 理念、目的、教育の目標、3つの方針

学校教育法第113条では「大学は、教育研究の成果の普及および活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする」とあり、また同施行規則の第172条の2では具体的に、教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教員組織、3つの方針等の公表を挙げている。本学はこれらの情報について、大学案内、履修GUIDE等により学生ならびに学費負担者、本学志願者等直接の関係者の他、公式ホームページに掲載し、公共の閲覧に供している。

2) 教育活動に関する情報の公表

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2第1項に基づく事項については、公式ホームページ上に公表している。

しかし、学位授与方針に定めた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果、教育成果に関する事項や学修成果、教育成果を保証する条件に関する事項は、これまで公表の方針がなく、項目によっては刊行物への掲載、教務システム上での学生、教職員を対象とした公表、広く社会を対象とした公式ホームページ上で閲覧可能な形の公表を行っているが、一元的に

閲覧可能な方法での公表は行っていない。教育活動に関する情報の公表について方針を定め、情報公表の実施体制を作り、学生ならびに学費負担者、入学希望者等の直接の関係者および広く社会に対して、学生の学修成果および大学全体の教育成果に係る情報の公表を進める必要がある。

3) 研究活動に関する情報の公表

本学は、大学紀要の他、社会福祉学科、社会保育学科、教職課程委員会およびコミュニティケア教育研究センターにおいて、学術論文等を掲載する刊行物を定期的に発行している。これらは、名寄市立大学機関リポジトリにおいても公開している。該当する刊行物は以下のとおりである。

- (1) 名寄市立大学紀要（査読あり）
- (2) 名寄市立大学社会福祉学科紀要（査読なし）
- (3) 名寄市立大学社会保育実践研究（査読なし）
- (4) 名寄市立大学教職課程年報（刊行準備中）
- (5) 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」（査読なし）

また、毎年1月から12月までの各教員の研究成果を大学紀要に掲載し、公表している。この他、公式ホームページ「教員総覧」において、各教員の研究成果を毎年更新して公表している。

4) 厚生補導および学生支援に関する情報の公表

修学支援の状況については、名寄市ホームページに大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第7条第2項に基づく事項を設置者である名寄市が公表している。また、健康サポートセンターの活動については、「名寄市立大学健康サポートセンター年報第16号」として一般の閲覧に供すると同時に、公式ホームページに公表している。キャリア支援・就職進路に関する情報は、「大学案内」「名寄市立大学ファクトブック」等として一般の閲覧に供すると同時に、公式ホームページに公表している。

5) 社会連携および地域交流に関する情報の公表

コミュニティケア教育研究センターは、本学が有する人的・知的資源を活用したまちづくりへの貢献、ボランティア活動の総合窓口機能を果たし、本学の理念に基づき、本学構成員全てが社会連携・社会貢献にかかわる活動に積極的に参画してきた。しかし、地域ニーズと本学シーズとの結びつきは、個別的断片的なものにとどまっており、これまでの課題であった。地域のさまざまな課題や教育上の課題を解決するために広く地域に理解を求めものとして、また、コミュニティケア教育研究センターの取り組みを広く市民に公表するために、以下の取り組みを行った。

- (1) 年報「地域と住民」第8号（通巻42号）発行
- (2) 広報誌「ケア研タイムス」（第2号）発行
- (3) デジタルブック「教員シーズ集 2023」公式ホームページ公開：広く市民の研究成果活用
- (4) 市民公開講座開催（5回）：市民の生涯教育に資する活動
- (5) SNSを活用した情報発信：地域交流の案内等
- (6) 北都新聞連載「名大の時間」コラム提供、Air てっし番組「info 名大」への協力

なお、地域における課題発見、課題解決に向けて取り組んだ課題研究については、年報「地域と住民」において公開しているが、その内容については専門性の高い内容であることから、

平易な概略版の発行を検討している。

【自己点検・評価】

本学は、教育研究の成果の普及および活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。しかし、教育成果に関する公表をより積極的に進めていくため、情報公表の方針等を定め、教育の質向上に資する情報公表を進めていく必要がある。

8 (チ) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること【重点評価項目】

1) 内部質保証推進委員会

本学は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 1 項および名寄市立大学学則第 2 条の規定に基づく、名寄市立大学における自己点検・評価に関する事項の審議、名寄市立大学の将来構想の検証等、全学的な内部質保証を推進する組織として内部質保証推進委員会を置いている。学長、副学長、保健福祉学部長、学生部長、教務部長、図書館長、コミュニティケア教育研究センター長、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長、事務局長、総務課長、教務課長をもって構成し、委員長は学長、副委員長は副学長としている。

委員会は、本学の教育、研究、学生支援、教育研究環境等整備、管理運営等の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、学校教育法第 109 条第 2 項に定める認証評価機関の評価に係ることを審議する。

本学では、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」に定められた実施計画に基づき、内部質保証推進委員会の他、各部局、学内委員会等と協力しながら、毎年度その実施状況を評価し、次年度以降の改善計画を立案、実施している。前中後期の節目となる年度においては、各期の実施状況を評価し、次期の実施計画を立案している。各学科等および各部局ならびに学内委員会等において毎年度実施状況を取りまとめて活動総括を行い、次年度の課題を明確にするとともに、翌年度当初の臨時教授会で報告、審議している。

しかし、平成 29(2017)年度以降、自己点検・評価報告書を作成、公表していなかった。平成 30(2018)年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価を受審した際に、学位授与方針に明示した学修成果を把握および評価する取り組みが十分に行われておらず、改善を求められたにもかかわらず、十分な改善に至っていない。内部質保証体制の不明確さが教育の質向上に係る取り組みを妨げる要因となっており、改善しなければならない。

2) FD・SD 委員会

本学は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 25 条の 3 の規定に基づき、FD 活動（Faculty Development）および大学設置基準第 42 条の 3 の規程に基づく SD 活動（Staff Development）を推進するため、FD・SD 委員会を置いている。FD 活動は、組織的な研修・研究の実施を通じて、本学教員の教育および研究力量の向上を、SD 活動は、教職員の研修を通して、能力・資質の向上を図るとともに、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的とする。委員会は、学長、副学長、保健福祉学部長、教務部長、学生部長、図書館長、コミュニティケア教育研究センター長、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長、事務局長、総務課長、教務課長および学生課長によって構成し、

委員長は学長とする。

委員会は、目的を達成するため、他の委員会等と連携して次の事業を実施する。

- (1) 授業の内容・方法の改善及びこれに関連した研修及び調査研究
- (2) 教員の研修
- (3) 教員の研究活動の推進
- (4) 教員の国内外研修及び学位取得の促進
- (5) 教職員の SD 研修
- (6) FD 活動推進のための調査研究
- (7) 学生の生活実態及び満足度に関する調査研究
- (8) 学長から諮問があった事項の検討
- (9) その他目的達成に必要な事業

令和 5 (2023) 年度、FD・SD 委員会主催により実施した研修は、下表のとおりである。

研修名称	実施日	テーマ・内容	受講者数
新任教職員研修	4月2日	本学の沿革、理念、組織、教育の特色等	11名
新任教員研修-1	5月30日	大学教員の業務のあり方、本学の特色等	5名
新任教員研修-2	10月31日	本学着任して感じたこと、研究・教育等における抱負等	5名
研究支援に関する研修	8月8日	科研費採択に向けた研修	26名
教育改善研修-1	11月10日	「EdTechがベースになる未来の学校教育」	14名
教育改善研修-2	2月20日	「大学教育の内部質保証と大学組織の評価指標	36名

3) IR 推進室

本学は、教育、研究その他の大学の諸活動に関する情報を収集および分析し、本学の運営のための計画策定、政策決定を支援することを目的とし、IR 推進室を設置している。IR 推進室は、以下の業務を行う。

- (1) 情報の収集及び提供並びに分析
- (2) 本学運営に係る計画策定の促進及び支援
- (3) 高等教育政策の分析及び政策関連テーマの研究
- (4) 収集した情報の検証

IR 推進室には、統括管理者（副学長もしくは保健福祉学部長）を置き、IR 推進室の業務を掌理する。統括管理者の他、室長（学長が指名した本学教員）、室員（知識を有する教員・事務職員）をもって組織している。IR 推進室により、大学 IR コンソーシアム調査結果の分析から年度ごとに「名寄市立大学ファクトブック」を作成し、公式ホームページに掲載している。入学者選抜に関して情報収集、分析が進み、IR 推進室から入試センター会議への提言により、学校推薦型選抜における地域指定枠の適用範囲の見直し等改善が図られている。しかし、教育研究活動等に関する情報収集や分析は、IR 推進室においても十分な取り組みがなく、改善が必要である。

4) 教育活動に関する点検・評価

本学は、教育課程の運営を所管する学内委員会として教務委員会を置き、教務委員会のもとに連携教育委員会、教職課程委員会をおいている。教務委員会は以下の事項を所管する。

- (1) 教育課程の企画・編成・運営に関する事項
- (2) 履修 GUIDE・シラバスの作成に関する事項
- (3) 授業開講時期・授業時間割の編成に関する事項
- (4) 非常勤講師に関する事項
- (5) 科目等履修生・単位互換履修生・聴講生・研究生に関する事項
- (6) 本学共通特別講義の実施に関する事項
- (7) 本学共通科目に関する事項
- (8) 連携教育に関する事項
- (9) 教職課程に関する事項
- (10) 卒業・進級に関する事項
- (11) 入学生・編入学生の既修得単位の認定に関する事項
- (12) 公開講座（単位認定を伴うものに限る）にかかる受講生の単位認定に関する事項
- (13) その他教育課程に関する事項

教務委員会は、各学科および教養教育部の教務担当を代表する教員各1名、連携教育委員会委員長、教職課程委員会委員長、教務部長をもって教授会の承認を得て組織される。委員長は、教務部長をもってあてる。

所管する事項について、教育分野の基本方針、「名寄市立大学将来構想（ビジョン 2026）」実施計画等に基づき、前年度実施状況や総括から課題を明確にし、それらをふまえた年度の活動方針、活動計画を定め、教務課教務係をはじめ関連部局や学内委員会との協力により教育課程の運営等に係る活動を行っている。実施した活動については、年度末に実施状況を評価、総括、次年度に向けた課題とその改善策を明確化し、次年度委員会に引き継ぐとともに教授会に報告している。

① 教育活動の自己点検・評価とその結果公表

「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」において、教育分野の基本方針および実施計画を定め、内部質保証推進委員会を中心に、各学科等および教務委員会において各年度末に進捗状況を確認し、計画的な実施を図ってきた。

令和4(2022)年度末においては、毎年度の進捗状況をふまえて中期実施計画を総括し、令和5(2023)年6月には後期実施計画を策定した。後期実施計画においては、「教学マネジメントに関する取り組みの強化」「教育環境・学生支援の充実」を重点事項としてあげ、その充実強化を図ることとしている。教育分野においても、基本方針をふまえ、次の項目を計画にあげている。

- (1) 教養教育、連携教育、専門教育の連携と充実を図り、知識と実践の統合を目指す質の高い体系化されたカリキュラムを編成し実施する
- (2) 実践力を有する質の高い専門職の育成を図る
- (3) 学生の自主的・主体的な学修活動の促進
- (4) 適切で客観的な学修成果の評価と学修支援を図る

(5) 教育力を高めるためにFD活動を推進し、授業の内容や方法の改善工夫を図る

しかし、令和5(2023)年度、いずれの項目についても具体的な進捗はなく、また、各年度末に行われるはずの進捗状況の確認は行われていない。

② 学生の学修成果の適切な把握および評価に関する取り組み

毎年度、大学IRコンソーシアム調査を行い、学修時間等の把握を行っている。また、学生による授業評価アンケートを実施している。しかし、それらを活用して分析、評価する組織的な取り組みはなく、課題整理もされていない。学修成果の評価方針および実施計画を策定し、評価の組織体制、責任と役割、スケジュールを明確化し、多面的な把握、評価、分析を行うため既存のデータの集約を行う必要がある。また、学生による教育課程に関するモニタリング調査等の実施、入学時調査、卒業時調査、卒業生調査・雇用者調査等を組織的、計画的に実施し、評価、分析と改善を進めなければならない。学修成果・学修時間を保証するための総合的取り組みにおいても、ティーチング・ポートフォリオ等を活用した教員の自己省察、資質向上が課題である。

5) 研究活動に関する点検・評価

本学は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条の3の規定に基づき、FD・SD委員会を設置し、教員の研究活動の推進および教員の国内外研修ならびに学位取得の促進を図っている。「名寄市立大学将来構想(ビジョン2026)」においては研究分野の基本方針を「研究活動の活性化を図るため、個人の研究活動や学内外における研究交流を推進するとともに、研究支援体制の整備を図り、研究力の強化に資する取り組みを行っている。また、名寄市が設置する公立大学としての意義をふまえ、地域の課題や社会の要請に応じた特色ある調査・研究に取り組み、保健・医療・福祉・保育・教育分野の課題解決と学術研究の発展に寄与する」としている。各教員の研究活動については、本学紀要等に研究を含めた活動報告を行い、広く社会に公表している。年度ごとに教育研究費の予算申請にあたり次年度の研究計画書を添付、翌年には研究成果報告書を提出することとなっている。

本学において、研究分野の基本方針は明確となっているが、各教員の研究活動等について点検・評価、改善を組織的、継続的に行う体制は、内部質保証体制においても、学部および各学科等においても整備されておらず、教員の自助努力に委ねられている。各教員の授業担当・校務分掌等の現状把握もされておらず、教員間の平準化には程遠い。教育研究費、特別支援枠、コミュニティケア教育研究センター課題研究等の公平・公正な分配・活用についても見直し、改善を図る必要がある。

6) 厚生補導および学生支援に関する点検・評価

本学は、学生の厚生補導および学生支援のため、学生委員会を置いている。授業料等減免・奨学金等の経済的支援をはじめ、広く学生生活の支援に資する活動をしている。また、FD・SD委員会を中心に隔年で実施している学生生活実態調査・学生生活満足度調査の結果等を活用し、厚生補導および学生支援における学生のニーズをとらえ、活動の改善につなげている。

学生委員会では、学生支援分野の基本方針、「名寄市立大学将来構想(ビジョン2026)」実施計画等に基づき、前年度実施状況や総括から課題を明確にし、それらをふまえた年度の活動方針、活動計画を定め、学生課等の関連部局や学内委員会等との協力により厚生補導・学生支援に係る活動を行っている。実施した活動については、年度末に実施状況を評価、総括、次年度に向けた課題とその改善策を明確化し、次年度委員会に引き継ぎ、教授会に報告している。

キャリア支援センターにおいても、センター長が招集し、議長となるセンター会議において、実施した活動については年度末に実施状況を評価、総括、次年度に向けた課題とその改善策を明確化し、次年度委員会に引き継ぐとともに教授会に報告している。

7) 社会連携および地域交流に関する点検・評価

本学は、設置の趣旨、理念、目的を実現するために、北海道、特に名寄市を中心とした道北地域における保健・医療・福祉および保育・教育分野の充実・発展および地域ならびに産業の振興に住民と連携して取り組み、教育・研究の発展に資する地域貢献を図ることを目的とし、附置研究所としてコミュニティケア教育研究センターを設置している。センター事業は次のとおりである。

- (1) 地域の課題に関する調査研究の推進
- (2) 地域における産官学連携の推進
- (3) 公的機関及び民間からの委託研究の受け入れと実施
- (4) 公開講座及び各種研究会等の開催
- (5) センター年報の発行
- (6) 地域の課題解決のための企画・協働・支援等
- (7) 地域におけるボランティア活動等、地域社会の教育的活用の推進
- (8) その他、センターの目的である地域貢献に相応しい事業

センターには、事業の企画、実施、評価を行う企画運営会議を置き、各学科および教養教育部から推薦された委員、事務職員、専門職員により構成している。企画運営会議は、センター長が招集し、議長を務める。

センターには、本学の専任教員全員と本学事務局の事務局長、課長職および係長職から構成する評議員会を置いている。評議員会では、センター長候補者、研究員、特任研究員、連携推進協議会および諮問会議委員の承認、事業報告、事業計画、その他センターの運営に関する事項を審議する。また、センターの目的達成に必要な連携基盤の整備、研究・事業等センター業務の連携推進について協議する連携推進協議会を置き、原則として年に2回開催している。センター長、副センター長および企画運営会議委員、研究・事業等の推進に必要な保健、医療、福祉、教育、産業等の学外の関係者で構成している。センター事業の外部評価を行うため、保健、医療、福祉、教育、産業等の学外の関係者で構成する諮問会議を置き、原則として年に1回開催している。

8) 外部評価

① 機関別認証評価

本学は、自己点検・評価に客観性を保証するために平成22(2010)年度、平成29(2017)年度、大学基準協会による認証評価を受審し、「適合」と判断された。理念、目的に則した1学部4学科の構成と教育課程の体系的編成、「保健医療福祉連携教育科目」「学部共通科目」による学科を超えた大学の教育機能の形成、コミュニティケア教育研究センターの設置が評価された。一方、単位制度の実質化を図る措置の不十分さ、学位授与方針に示した学修成果の把握の取り組みの不備、編入学試験の一部学科における未実施、研究時間を確保する制度の未整備に加え、内部質保証における内部質保証推進委員会の役割と他の全学的組織との役割分担の不明確さが指摘された。改善報告に対する回答においても、一部改善が十分でないことが指摘されている。令和6(2025)年度には、大学教育質保証・評価センター(JAQUE)において認証評価受審

を予定しており、それに向けた内部質保証体制の確立と諸課題の改善が課題である。

② 参与会

本学は、名寄市立大学条例(平成 18 年名寄市条例第 83 号)第 4 条に基づき、参与会を置いている。委員若干名で組織し、委員は大学の職員以外の者で大学教育に関し広く、かつ、高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて市長が委嘱する。参与会は、学長の諮問に応じて以下の事項を審議し、学長に対し提言または助言を行う。

(1) 大学の将来計画に関する重要事項

(2) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項

(3) 大学の教育研究活動等の状況についての評価に関する重要事項

(4) 大学と地域の連携を推進するための重要事項

(5) 教育内容・方法、財務、経営状況、認証評価、自己点検・評価の結果等、情報の開示および活用に関する重要事項

(6) その他本学の運営に関する重要事項

9) 自己点検・評価等に関する情報公表

自己点検・評価報告書については、公式ホームページに全文を掲載しているが、平成 29(2017)年度以降、自己点検・評価報告書が作成されておらず、公表できていない。機関別認証評価の結果については、公式ホームページで公表している。

【自己点検・評価】

内部質保証推進委員会をはじめ内部質保証体制が不明確であり、教育研究水準の向上に資する教育研究活動の状況把握、評価は不十分である。平成 29(2017)年度以降、自己点検・評価報告書が作成されておらず、公表もしていない。学修成果・教育成果の評価方針がなく、組織的継続的な情報収集、分析、評価、改善の仕組みがなく、公表に関する方針もない。これらについて、機関別認証評価において指摘を受けてきたにもかかわらず十分な改善が図られていないことは重大な問題であり、早急な対応が必要である。

令和 5(2022)年度以降、FD・SD 研修は計画的に実施されているが、研修成果の把握、分析、改善が組織的に行われていない。各学科等での活動促進も含め、FD・SD 委員会を中心とした取り組みが必要である。

9(リ) 財務に関すること

1) 財務の状況

「名寄市立大学の将来構想(ビジョン 2026)」に基づき、後期実施計画に「名寄市立大学財務の収支計画(2023~2026)」を策定している。予算編成・執行は、「名寄市予算の編成及び執行並びに決算に関する規則」「名寄市会計規則」等に基づいて行っている。学内の予算編成においては、市の予算編成方針に基づき、各学科・委員会等の要望を取りまとめて事務局で作成し、予算を所管する部局長会議の審議を経て提出し、名寄市の予算査定を受けている。予算執行については、市の「名寄市会計規則」等に基づき行い、定期的な監査を受けている。予算編成、議会議決、決算等については、予算を所管する部局長会議での検討を経て、教授会において報告、審議している。なお、大学の予算は、市民に対して収支の分かりやすさ、透明性の確保を図るため、平成 30(2018)年度から特別会計とし、また、名寄市広報にて名寄市全体の決

算報告とは別に収支の情報を公表している。

過去5年間の決算状況を以下の表に示す。学生定員数を確保しており、安定的な収入の確保ができています。ただし、大学校舎および学生寮の老朽化による各箇所の修繕が必要となっており、管理的経費等の増加が見込まれることから、計画的な修繕を行っていく必要がある。

表 過去5年間の決算状況の推移（単位：百万円）

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	
収 入	学生納付金	519	549	500	491	486
	学生寮費	11	11	11	12	11
	受験料	12	14	10	10	10
	入学料	52	53	51	49	51
	北海道補助金	42	41	36	12	6
	財産収入	23	23	23	22	22
	寄附金	2	4	3	7	1
	繰入金	1,148	1,165	1,168	1,135	1,202
	諸収入	10	12	10	19	14
	計	1,819	1,872	1,812	1,757	1,803

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	
支 出	学校総務費	438	356	394	310	302
	学校管理費	145	244	137	148	162
	教育振興費	1,047	1,050	1,005	1,027	1,047
	図書館費	42	41	40	40	73
	コミュニティア教育研究センター費	7	5	5	4	4
	学生寮管理費	11	11	10	12	11
	公債費	129	165	221	216	204
	計	1,819	1,872	1,812	1,757	1,803

2) 教育研究経費

各教員の個人研究費の予算配分については、学内の予算編成に先立ち次年度の研究計画書を添えて学科長に提出し、各学科で取りまとめて総務課に提出する。教授・准教授・講師については各年度60万円（うち旅費は30万円まで）、助教・助手については40万円を上限（うち旅費は20万円まで）としている。個人研究費については各教員に裁量権があり、規則等に従って執行することができる。

着任時に新任教員ガイダンスにおいて個人研究費の予算申請・執行に関する説明がされているが、全教職員で共有するガイドライン等は整備されていない。

【自己点検・評価】

本学は、規則等に基づき、教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により教育研究にふさわしい環境を整備している。個人研究費の予算申請・執行について全教職員が共有するガイドライン等の作成が課題である。

10 (ヌ) 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

1) ICT 環境の整備

本学では、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」に基づき、ICT環境の充実および更

新作業を計画的に実施し、ICT を活用した学修支援を行っている。ポータルシステム、授業映像配信システム、e-ラーニングプラットフォームおよび公式ホームページの管理システムとして運用している仮想サーバーが平成 29(2017)年度更新から6年を経過し、仮想ソフトウェアの脆弱性が課題となっていたため、令和5(2023)年度に更新を行った。

① ポータルシステム

大学での学修に必要なさまざまな手続きに必要な以下の機能を備えている。

- (1) 履修登録
- (2) 履修登録科目確認
- (3) シラバス照会
- (4) 講義の出欠の確認
- (5) 休講・時間割の変更の確認
- (6) 成績照会
- (7) 講義室・演習室の空き状況
- (8) Zoom の空き状況
- (9) 公用車の空き状況

② クラウド・サービス

(1) アプリケーション

個人所有のパソコン等にインストールして使用。大学提供の統計ソフト利用も可。

(2) 保存ドライブ

クラウド上にある保存ドライブを利用することができる。

(3) メールソフト

学生にメールアドレスを付与し、連絡手段として活用している。

(4) Web 会議システム等

オンライン講義、課題提出や学修支援として活用している。

(5) e-ラーニングプラットフォーム

学修支援管理システムとして活用している。

③ 教職員・学生専用登録制 Wi-Fi とフリーWi-Fi

教職員・学生専用の Wi-Fi 環境を整備している。

④ パソコンの整備状況等

表 パソコンの整備状況

(台数)

施設名	パソコン	プリンター	複合機	その他
コンピューター・マルチメディア室	60	2	1	
図書館コンピューター室	60	2	1	
コンピューター自習室	40	1	1	
図書館	6		2	
図書館ラーニング・commons	1			3
就職支援室	2		1	

2) 継続的な研究成果の創出のための環境整備

本学は、道北地域において高い実践能力を有するケア専門職を養成する教育と、過疎、高齢化、寒冷豪雪および地域経済の衰退等、地域課題の発見・解決を目指す研究に対する地域の強

い願いに支えられ、その活動を継続してきた。そのことは、本学の理念や目的の礎となっている。全教職員が本学の理念、目的を理解・共有し、これまで培ってきた専門分野・領域の研究だけにとどまらず、「ケア」や「地域」をキーワードとした研究を遂行していくことが求められている。本学では、「名寄市立大学の将来構想(ビジョン 2026)」に基づき、研究環境の整備について、継続的な研究成果が創出できるよう計画的に検討・整備をしている。また、理念、目的を実現していくための附置研究所として、平成 28 (2016) 年度にコミュニティケア教育研究センターを設置している。これらを通して、本学全体として継続的な研究成果が創出できるよう環境を整備している。

① 教員の資質・研究力向上

(1) 国内・国外研修

教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 21 条および第 22 条の規定に基づき、本学における学術研究の促進および教員の資質の向上に寄与するため、本学教員が勤務場所を離れて研修に専念することに関し、「名寄市立大学国内・国外研修規程」に必要な事項を定めている。

「国内研修」とは、国内の特定の大学、研究所、研修所その他大学に準ずる機関において 3 月以上 1 年以内の期間を継続して、専攻する学科等の研修および教育一般に関する研究調査等に従事することをいう。「国外研修」とは、外国の研究機関において、3 月以上 1 年以内の期間継続して学術研究に従事し、もしくは教育学術的な講義および演習等に参加することをいう。国内研修又は国外研修をすることが出来る者は、教授、准教授、講師、助教、助手の職にある者であって、研修の開始時に本学に 5 年以上在職している者としている。研修終了後は本学の教育研究の向上に貢献することを求めており、同じ者が 10 年を経ずに申請することはできない。

研修時における担当科目の授業や学内委員会の活動等の代替に課題があり、実際の運用は限られ、令和 5 (2023) 年度において該当者はいなかった。

(2) 大学院等進学促進

本学は、教員の修士号以上の学位取得を目指して、大学および大学院への進学を計画的に推進することを「教員の大学院等進学促進に関する方針」として定めている。進学希望者は、学科長等に大学院等進学希望申請書を提出、学科長等は、支援体制の必要性およびその内容を学科等会議で検討した上で学長に申請する。学長は、FD・SD 委員会の意見を聞いた上で進学を認める場合は教授会に報告する。この方針により、博士前期課程(修士課程)、博士後期課程への進学が可能となっている。進学者は、学科等内および本学の支援を受けて通学したことを重く受け止め、本学に対して誠意ある勤務を継続するものとしている。この方針に基づく令和 5 (2023) 年度の大学院進学者は 1 名、大学院修了者は 4 名であった。

(3) FD・SD 研修

本学 FD・SD 委員会規程に定める事業の中に「教員の研究活動の推進」がある。委員会では年 1 回以上の研究活動推進に関する研修を実施している。主な内容としては、科学研究費(科研費)の獲得を目的とした研修である。研修成果となる科研費獲得を含む外部資金獲得の状況については、公式ホームページで公表している。しかし、科研費申請者数や採択率の向上には、課題を残している。

② 研究費

(1) 個人研究費

教授・准教授・講師については各年度 60 万円、助教・助手については 40 万円を上限とした個人研究費を予算申請することができ、個人研究費による研究成果の蓄積から科研費等外部資金獲得につながることを期待されている。個人研究費の執行範囲等について教員からの要望事項もあり、今後の課題である。

(2) 備品費

研究遂行において機器類等備品が必要であっても、備品購入費用は数百万円に至ることもあり、個人研究費では対応できない場合がある。そのため、学科等で共有する備品として、個人研究費とは別に学科等の予算として備品費を計上することがある。予め優先順位を決定し、予算配分額により購入する備品を決定している。しかし、既存の機器類等備品の中には経年劣化しているものもあり、計画的な購入が課題である。

(3) 学術研究等支援特別枠

本学は学術研究の充実を図ることを目的とした学長裁量による支援について「名寄市立大学学術研究等支援特別枠に関する規程」を定めており、以下に該当するものに配分をしている。

(i) 学長の委嘱による研究等

(ii) 外部資金の獲得につながる研究等

(iii) 学科間の連携による研究・事業活動

各専門分野の特色を生かしたプロジェクトチームによるもの等

(iv) その他学長が特に認めた研究等

申請者は、特別枠支援による研究・事業申請書を学長に提出し、支援の決定について学長は教授会で報告している。研究等の終了時には、申請者は成果報告書を学長に提出し、研究成果は早期に刊行物等に公表しなければならない。また、学内での成果報告会を実施している。平成 5 (2023) 年度の申請件数 8 件、支援決定件数 8 件、支援総額 3,665 千円であった。

毎年度の支援総額が一定でないことや、総額を上回る申請額となるため、支援額が申請額に対して減額される場合があるが、特別枠の支援による研究への取り組みが科研費等外部資金獲得につながることも多い。

(4) コミュニティケア教育研究センター課題研究

コミュニティケア教育研究センターでは、地域課題に取り組み、地域貢献に資する研究及び事業について以下に該当するものにおいて「課題研究」を設定し、その研究費を交付している。

(i) コミュニティケア研究センター長の委嘱によるもの

(ii) 地域からの要請によるもの

(iii) 地域との共同研究によるもの

(iv) 成果を地域へ還元することが期待できるもの

申請者は、課題研究申請書を提出、センター長は申請書の内容を審査し、評議員会での承認を得て採択を決定する。申請者は研究等の終了時に課題研究実施報告書を提出し、研究成果または要旨をセンター年報に投稿するか、他の方法で研究成果を公表しなければならない。学術研究等支援特別枠同様、交付総額を上回る申請額となるため、交付額が申請額に対して

減額になる場合もある。

令和5(2023)年度の申請件数12件、交付決定件数11件(1件は、学術研究等支援特別枠にて対応)、交付総額2,000千万円であった。

③ ICT 環境

各研究室には着任時に専用パソコンが無償供与され、研究データの分析、学科発表用資料や論文の作成等を行っている。各研究室にはLANが設置されており、有線・無線でのインターネット環境が整備されている。さらにインターネットの使用については、ウィルス対策ソフトも供与されている。またWeb会議システム等を用いて学内外の研究者との研究打ち合わせや発表も可能である。ただし、パソコンの更新については個人研究費での対応が必要である。

④ 研究施設

各教員には、専用の研究室が整備されている他、実験研究に必要な実験室や動物飼育室等が整備されている。地域を研究フィールドにしている教員も多く、調査活動においては公用車使用が可能である。しかし、本学の立地の関係上、共同研究者との研究打ち合わせ、調査や学会出張等の移動時間が長く、日程や旅費の確保において不利な状況がある。

⑤ 研究時間の確保

研究日の設定については長年の課題であり、前回の認証評価においても指摘されているが解決には至っていない。各教員は授業や委員会等の時間以外で研究時間を確保するのが現状であり、教員個人に委ねられている。研究日の設定が無理であるならば、どのような支援が可能なのかを検討しなければならない。

⑥ 研究情報の提供

(1) 研究図書、文献検索、複写等

各教員は、個人研究費により研究図書を購入することができる。この他に各学科等にも図書費の配分があり、図書館開架ではあるが、研究に寄与するための図書購入が可能である。研究室開架を含む図書館蔵書の複写については、図書館に複写機が整備されている。他大学図書館等への文献複写の依頼については、個人研究費を充当することが可能である。学内のパソコンからは、医中誌Web、メディカルオンライン、EBSCO host等文献検索データベースを利用することができ、一部データベースは同時アクセス数やダウンロード可能な文献数に制約はあるが、図書館開館時間以外でも検索可能である。図書館ポータルサイトから文献複写を依頼することもでき、手続きは簡易で迅速に文献を入手することができる。

(2) 研究助成金等の情報提供

科研費を始めとする研究助成金等の情報は、事務局総務課から全教職員にメールにて周知されている。詳細についての書類等は事務局にて保管しており、随時閲覧が可能である。申請にあたって、学長等の承認が必要な場合は遅滞なく決裁を受け、申請者に不利益がないようにしている。

【自己点検・評価】

ICT環境については、充実および更新作業を計画的に実施し学生の修学に活用しているが、機器の更新・増設や、回線速度の向上等により良い環境の構築が継続的に必要である。

研究に関するFD・SD研修の他、国内・国外研修、大学院進学促進に関する制度を整備しており、個人研究費を含め研究費についても研究成果を継続的に創出する環境は整備されている。図書館をはじめ、研究に必要な図書、文献の検索や複写が可能な環境は整備されている。しかし、研究時間の確保については、かねてより課題として認識されてきたが、具体的な改善策は見出されていない。研究施設や設備備品については、計画的な整備・更新を進めていく必要がある。

IV 教育研究水準の向上に関する点検・評価

取組Ⅰ 初年次教育としての「基礎演習」および「専門基礎演習」

1 基礎演習

「基礎演習」は、「教養教育科目」の一つとして、教養教育部および各学科教員が担当する4学科混成の10名程度のゼミナール形式で開講されている。基本的な日本語作文技術と600字から800字程度の文章を書く技術、さらにはディスカッションを通じてコミュニケーションや多面的理解の重要性について学ぶ。学修到達目標は以下のとおりである。

- (1) 要点をつかみながら文章を読む力を身につける
- (2) 文章を書くための基礎（主語と述語の関係、修飾する側とされる側、句読点等）を学ぶ。
- (3) ディスカッションを通じて複眼的・多角的視点を育む
- (4) 文献調査、資料検索等の情報収集ができる力を身につける
- (5) データ分析、データ解釈を通じながら問題発見、問題解決を探求できる力を身につける
- (6) 小論文とレポートを書く
- (7) 暗記中心の受動的な学習ではなく、能動的・主体的に学ぶ姿勢を身につける

学修成果は、読解力、文章力、情報収集、主体的に学ぶ姿勢、議論等共通項目による評価表（20点）および提出されたレポート（80点）により評価している。

2 専門基礎演習

「専門基礎演習」は、さまざまなケア専門職の活動や各専門職に関する基本的理解を通じて、各専門分野への関心を高めるとともに、各学科で求められるレポート・論文作成技術を学ぶ。

「教養教育科目」に位置づけられているが、各学科の専門基礎分野・専門分野における学びの基盤となるため、各学科において学修到達目標、授業の計画・方法・内容を定め、各学科の教員が担当して開講している。

1) 栄養学科

栄養学科では、学修到達目標を以下のとおりとしている。

- (1) 管理栄養士資格取得に向けて学修意欲を高める。
- (2) 管理栄養士の仕事の概要を理解する。

(3) 管理栄養士業務に必要な基礎的知識・技術を修得する。

令和5(2023)年度は、専門基礎分野を担当する教員や管理栄養士実務者の講義により、管理栄養士の仕事の概要を理解し、管理栄養士資格取得に向けて学修意欲を高めることを目指した講義(12回)、7~8名程度のグループによる論文購読、論文内容の要約作成、添削(3回)を開講した。学修成果は、演習への取り組み状況50点、レポート50点により評価している。

2) 看護学科

看護学科では、学修到達目標を以下のとおりとしている。

- (1) 人間・社会・健康・看護に関連した身近な課題を発見し、解決に必要な情報を適切に収集・分析・整理することができる
- (2) 人間・社会・健康・看護に関連した身近な課題を探究するプロセスを通して、看護学に対する興味関心について述べるができる
- (3) 少人数グループの一員としての意識をもち、目標実現のために他者と協調・協働して、主体的に活動できる
- (4) 看護学を探究するうえでの自己の課題について省察し、述べるができる

令和5(2023)年度は、オリエンテーション(全体、グループ別演習/2回)、保健師、助産師、看護師として実務経験を有する教員による講義(3回)、図書館ガイダンス(1回)、6名程度のグループ別演習(8回/報告会後の振り返りを含む)、報告会(1回)を開講した。学修成果は、『看護を学ぶということ』をテーマとしたレポート課題を含め、共通項目による評価表を用いた自己評価および教員評価により評価している。

3) 社会福祉学科

社会福祉学科では、学修到達目標を以下のとおりとしている。

- (1) 学問としての社会福祉学の概説を学び、その体系全般を理解する
- (2) 実践としての社会福祉の現場を理解するとともに、その歴史や現代的事象について学ぶ
- (3) 学生の個々の能力や興味・関心に応じて社会福祉に対する理解を深める

令和5(2023)年度は、4~5名程度のグループにより、教員が示すテーマについて学ぶ演習(7回)、全体活動としてアカデミック・ライティング、障害者福祉、高齢者福祉、ソーシャルワーク実習とその報告会(8回)を開講した。学修成果は、演習での積極性等(60点)、レポート課題(40点)により評価している

4) 社会保育学科

社会保育学科では、学修到達目標を以下のとおりとしている。

- (1) 子育てや保育にかかわるテーマの検討を通して、大学で学ぶための基礎的なりテラシーやコミュニケーション能力を身につける
- (2) レポーターとなり、テーマに即したレジメを作成することができる
- (3) 幅広い視野から保育の課題を捉え、主体的に学ぶ姿勢を身につける

令和5(2023)年度は、7名程度のグループにより、ガイダンス(全体、各クラス/2回)、文献購読(4回)、フィールドワーク(2回)、レポート作成(4回)、発表とディスカッション(1回)等を実施した。学修成果は、授業態度とレポートにより評価した。

3 学修成果の情報収集・分析、改善の取り組み

「基礎演習」「専門基礎演習」いずれも「教養教育科目」の位置づけであるが、学修到達目標

によって、「基礎演習」は教養教育部が、「専門基礎演習」は各学科が科目全体を統括し、学修到達目標、授業の計画・方法・内容を定めている。「基礎演習」については、毎年度科目担当者を含めた全教職員を対象とする報告会を開催し、各ゼミナールの授業計画・方法・内容のピアレビューを行い、改善に向けた検討を行っている。一方、「専門基礎演習」については、各学科の取り組みとなっており、学修成果の情報収集・分析は全体に共有されておらず、改善に向けた検討も各学科での対応となっている。

学修成果の評価について、「基礎演習」については共通項目の評価表を定めているが、レポート課題に関する共通の評価項目は定めていない。また、「専門基礎演習」について、共通項目の評価表を定めているのは看護学科のみであり、学修到達目標およびその達成度の評価方法、学生への明示については課題がある。ルーブリック評価の活用を含めて、学科を超えた検討の共有が必要である。改善に向けた取り組みを行っていくうえで、「基礎演習」における教養教育部のように、「専門基礎演習」では科目全体を統括して、学修成果の情報収集・分析、改善に向けた検討を行う体制が未整備である。

【自己点検・評価】

本学の目的の一つである「保健・医療・福祉の連携と協働を支える専門職の育成」を実現するには、専門分野を超えた複数の視点を持ち、問題を総合的にとらえる力、他分野にも関心を持ち、幅広く学ぶ姿勢が不可欠である。専門分野を学ぶ基盤となるこれらの力を涵養するうえで初年次教育は重要な位置づけにあり、本学においても「基礎演習」「専門基礎演習」を軸として充実を図っている。

しかし、「基礎演習」と「専門基礎演習」の初年次教育としての一貫性については検討が不十分である。また、その学修成果を評価する情報収集・分析、改善への取り組みは断片的であり、組織的な取り組みとなっていない。入学前教育もあわせて、初年次教育に関する学修成果・教育成果を検討する体制の整備が課題である。

取組2 地域と交流する研究課題の推進：コミュニティケア教育研究センター課題研究

1 分析の背景

コミュニティケア教育研究センター（以下センター）は、本学の理念、目的のもと、北海道、特に名寄市を中心とした道北地域における保健・医療・福祉および保育、教育の充実・発展および地域ならびに産業の振興に向けて住民と連携し、地域貢献を図ることを目的として設置された。

令和5（2023）年度においても地域社会と連携した調査研究や交流事業を通して諸領域の課題を発見するとともに、主体的な解決を図る研究および先駆的実践活動に取り組んだ。その研究成果は年報や市民公開講座等で広く地域社会に還元している。

2 分析の内容

1) センターのPDCA体制

センターは、設置の趣旨に基づき、本学教員のうちセンター事業にかかわる研究・事業を行う者を研究員として、また、研究・事業を代表する者を研究代表者として委嘱している。研究・事業を含むセンター事業の企画、実施、評価を行う企画運営会議を置き、各学科および教養教育部から推薦された委員および事務職員、専門職員により構成している。また、本学の専任教員全員と本学事務局の事務局長、課長職及び係長職により構成する評議員会を置き、学長を議長として原則年2回開催し、センター事業の計画、実績報告を行い、審議している。センター事業における関係機関との連携推進を図るため、連携推進協議会を設置し、センター事業の推進に必要な保健、医療、福祉、教育、産業等の分野における学外関係者を学長委嘱により委員として構成している。連携推進協議会は、センター長が議長を務め、原則として年2回開催している(資料①)。さらに、センター事業に関する外部評価のため、保健、医療、福祉、教育、産業等の学外関係者により構成される諮問会議を設置している。

2) 課題研究

センターでは、地域における課題発見および解決に取り組み、地域貢献に資する研究・事業のうち以下に該当するものを「課題研究」と称し、研究費を交付している。

- (1) センター長の委嘱によるもの
- (2) 地域からの要請によるもの
- (3) 地域との共同研究によるもの
- (4) 成果を地域へ還元することが期待出来るもの

研究費は、予算の範囲内において配分し交付するものとし、本学専任教職員の申請により、センター長は申請書内容を審査し、企画運営会議の議を経て、評議員会での承認を受けて採択を決定する。令和5(2023)年度は、11件(総額200万円)を採択した。研究等の課題は以下のとおりである。

- (1) 健康科学を活用した市民の健康づくり事業(代表者:清水幸子)
- (2) 産学民連携による多世代の地域住民を対象としたヘルスプロモーション環境の構築(代表者:上原主義)
- (3) 地域住民高齢者のフレイル予防教室(代表者:澤田知里)
- (4) 生産者と協同し地域特産物のもち粉を活用したレシピ開発事業(代表者:福士一恵)
- (5) 産学官民連携によるレシピ開発事業(代表者:下坂彩)
- (6) 産学連携による商品開発事業 SAIJO×名寄市立大学商品開発プロジェクト(代表者:外川晴香)
- (7) エリート選手を含む小学生男女ソフトテニス選手への栄養サポート及び保護者への栄養教育アプローチ(代表者:泉史郎)
- (8) 北海道の高齢者福祉施設における栄養・食事管理の現状と課題―道北地域の特別養護老人ホームにおける栄養ケアと給食管理の課題―(代表者:久保田のぞみ)
- (9) 名寄市民の生活習慣病や摂食嚥下機能低下による食の問題を改善し、美味しく食べられる食の工夫(代表者:中村育子)
- (10) 援農有償ボランティア事業(代表者:今野聖士)
- (11) 名寄市と連携した保育・子育て支援事業(代表者:傳馬淳一郎)

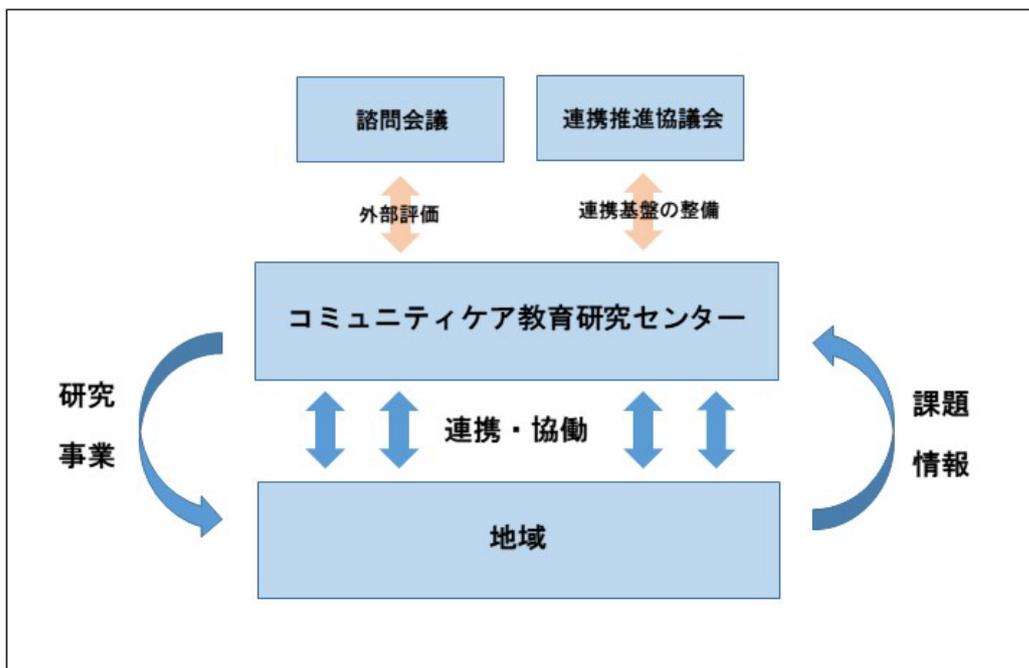
採択決定を受けた研究・事業は、終了時に課題研究実施報告書をセンター長に提出し、研究成果等をセンター年報もしくは学術誌等に公表することとなっている。

2) 研究成果の公表と評価

採択した課題研究 11 件については、その成果をセンター年報「地域と住民」第 8 号（資料②）に掲載し、発行した。あわせて公式ホームページ上に電子ブック（資料③）として公開した。また、掲載論文については図書館機関リポジトリ（資料④）において公開した。

課題研究による成果を含むセンター事業は、企画運営会議ならびに評議員会において、学内での自己評価を行うとともに、連携推進協議会、諮問会議において外部評価を受けた。令和 5（2023）年度活動実績報告については、地域社会における課題への探究が多方面より重ねられていると評価されている（資料⑤）。これらセンターの事業を広く地域社会と共有するために「ケア研タイムス」を発行した（資料⑥）。これは表現において平易なものであることを編集方針としている。

なお、中長期的課題として平成 30（2018）年度から実施している「援農有償ボランティア事業」は、地域社会から高く評価され、令和 5（2023）年度北海道開発局「わが村は美しく～北海道」運動第 11 回コンクール優秀賞を受賞した（資料⑦）。



【自己点検・評価】

本学の理念、目的のもと、センターは地域と連携した調査研究と実践的活動を行ってきた。その研究成果は、年報や通信の発行、公式ホームページ、SNS 等での公開、講座やイベント等の手段で広く地域に還元しており、講座やイベントの参加者からは地域に対する学びが深まったとの評価をアンケート結果から得ている（資料⑧）。これらの活動について、連携推進協議会の意見と諮問会議における評価を重ね、活動の質改善は常に図られている。地域と大学をつなぐ橋渡し拠点として、センターは実績を上げ、機関別認証評価等の外部評価においても高い評価を受けている。

関連資料

- ①令和6年度連携推進協議会議事録
- ②コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」第8号（通巻42号）
- ③https://my.ebook5.net/nayoro_univ/nenpo8/
- ④https://nayoro.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=custom_sort
- ⑤令和6年度諮問会議議事録
- ⑥<https://www.nayoro.ac.jp/organization/crecc/communitycaretimes/files/keaken-times2.pdf>
- ⑦「わが村は美しく～北海道」運動第11回コンクール優秀賞
- ⑧令和5年度公開講座アンケート集計結果

V 特色ある教育研究の進展に関する点検・評価

取組Ⅰ 地域をフィールドとした地域型 IPE を通じた多職種連携教育

1 取組の概要

本学の連携教育は「名寄市立大学の目的 1. 名寄市立大学は、高度な知識と技術および高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支える専門職を育成する」を基盤とし、教育の目標・各学科 DP にて挙げられている「連携と協働」部分を担う4学科共通科目群である。各学科の専門基礎部分に組み込まれ、3年間の積み上げ型教育となっている。

2 取り組みの成果

本学における多職種連携教育は、3年間の積み上げ型教育となっており、各学年の配置状況は以下の通りである。1年次は「地域で学ぶための基礎的な能力」と「他者を理解し連携するための基礎的な能力」を養成する「地域との協働Ⅰ」（必修）、2年次は実際に地域をフィールドとして連携と協働の基礎的な能力の底上げを狙う「地域との協働Ⅱ」（必修）、3年次は地域をフィールドとして連携協働する際のリーダーシップを担う能力を養成する「地域との協働Ⅲ」（選択）、3年間のまとめを行い、実際に現場をイメージしながら大きな連携と現場での連携・協働を認識、訓練する「保健医療福祉連携論」（必修）を設置している。

これら本学連携教育における特徴の一つは地域型の IPE を志向していることである。他大学で広く行われている IPE は主として病院や福祉施設を利用した集中型の IPE を実施している。本学では当初、地域に存在する医療資源の少なさから多職種連携教育において更なる負荷をかけることを防ぐため、医療機関以外で IPE を行う事とした。日本における IPE の方向性を示した JAIFE による「4つのコンピテンシー」に準拠する形で「患者」を「地域住民」に読み替え、地域全体をフィールドとして IPE を行ってきた。これは本学独自の形式であり、その形成過程については、本学における多職種連携教育を担う「連携教育委員会」の成果として日本保健医療福祉連携教育学会で随時発表し、大きな関心を呼んでいる。

【自己点検・評価】

多職種連携教育のみを専門的に学ぶ学部・学科は現在でも日本に存在せず、従って多職種連携教育のプロは存在しない。このため、教育課程や教育方法について、日々学生の声や学会における発表・議論等を通じてアップデートを重ねてきた。この結果、本学の地域性を活かした地域型 IPE を一定程度確立することが出来たと評価できる。ただし、日々走りながら組み上げてきた結果、各科目の運営は安定したものの、「本学連携教育全体として目指すもの（養成する人材像）」といった各科目シラバスでは求められない部分の整理・共有が行われてこなかった。また、委員会を含む連携教育の運営手法について明文化されたマニュアルが存在せず、新任教員や委員交代の際に時間を要していた。このため、現在、全体像の整理とマニュアル化を実施している。学生の学修成果（連携するための基礎力が獲得できたかどうか）については、テストのようにはっきりと実感できるものではないため、測定は難しいと言う課題があった。これまで実施していた連携教育カルテ（ルーブリック）の項目を見直し、より目標と成果がイメージしやすくなるよう検討中である。

取組 2 援農有償ボランティア事業を通じた食農教育と農村部生活環境の理解

1 取組の概要

名寄市立大学援農有償ボランティア事業（以下援農有償ボランティア事業）とは、学生による援農有償ボランティアを通じた地域農業を支援することで、農家・学生それぞれが役割を持ち、互いに成果を得ながら理解を深めていくことを目的とした取り組みである。単純な農業アルバイトではなく、農家が農と食のつながりを理解する「食農教育」を担当する意識を持って学生に接することから援農有償ボランティアとしている。また学生にとっては普段交流の無い「地域社会（農村部における生活環境）の理解」する良い機会にもなっている。別の面から見れば、地域産業の大きな課題である「労働力不足」への支援としての側面や、大学の地域貢献の面、あるいは地域課題研究へのアプローチとしても機能している。

2 取り組みの成果

1) 教育面

本学は保健医療福祉系専門職養成大学であるが、「食」は全ての人が一生意識し続ける必要のある普遍的な課題である。昨今では農村と都市の関係性が希薄化しているため、自らの身体を作る「食」が「農(業)」によって支えられていることの認識が乏しい学生が増えている。このような中で、援農有償ボランティア事業に参加すると、普段の食を支えるため農家が不断の努力を続けていることや、スーパーに並ぶ野菜が選別されたごく一部の優良品であることを目の当たりにすることとなる。これを座学ではなく自らの手と目で学ぶことは、以後の食生活にとって大きな影響があり、学部にとらわれない重要な経験となる。また、農村部での作業や生活の一部を見学・体験することで教科書や病院実習等では学ぶことのできない生活実態を認識することができる。より広範な環境でその背景を知ることが今後の学びの基礎力になっていく。

2) 研究面

本学が位置する北海道上川北部圏域では、人口減少による人手不足が全産業で生じているが、とりわけ農業における労働力不足は深刻である。輸入品との競合関係から農産物価格を十分に引き上げられないため、労働賃金を上げて人材を募集することができない。このような状況で、労働賃金だけでなく、食農教育を提供するという異なったアプローチから人材を提供し、運用されているのが本事業である。これは本学の地域課題に対する研究及び社会実装実験の側面を持っており、その主体は名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターである。また本事業を地域のさまざまな主体と連携して実施していることも特徴であり、多くの主体が参加・連携し実施している。本事業を通じて、これまで以上に大学と農業・農村の関係性が深まっている。

【自己点検・評価】

平成 30 (2018) 年からスタートした本事業は延べ参加学生数 550 名以上となり、毎年 1 年生の約 1/4 が参加する取り組みとなっている。地方部に位置する本学の特色となる「食農教育」「農業体験」「地域貢献」「地域研究と社会実装実験」を平行に進めており、一定の評価が出来るようになる。募集数よりも応募数の方が上回る状況となっており、学生のモチベーションの高さがうかがえる。この意欲に応えるため農業関連団体と連携してより多くの農作業の場面で学生が参加できるよう今後も準備をしていきたい。ただし、本事業の本質は学生への食農教育であり、その本質も堅持しながら拡大のアプローチを進めていく。この取り組みは外部からも評価されるようになった。北海道開発局の「わが村は美しく～北海道」運動第 11 回コンクールにおいて優秀賞を受賞している。